

# 避難所運営マニュアル

解説版



## 避難所運営マニュアル(解説版)について

- 避難所運営マニュアル（標準版）は、避難所の開設・運営の手順等を中心に説明しています。  
その詳細や、説明しきれない事項について、より詳しく解説したものがこの「解説版」です。標準版とあわせてごらんください。

★ほかに、感染症対策をまとめた「避難所運営マニュアル別冊 感染症対策テキスト」があります。そちらもあわせてご参照ください。

【令和5年（2023年）9月策定】

## 避難所運営マニュアル（解説版）目次

被災者支援にあたっての区の取り組み方針.....	3
教訓を忘れない ～すべての被災者が必要とする支援を受けるために～.....	3
多様性の尊重と人権を守るために.....	3
これからの区の取り組み.....	4
第1章 事前の準備のポイント.....	7
1 緊急連絡先の把握.....	7
2 避難所の使用範囲と設備等の確認.....	9
3 学校配置図・避難所レイアウト図の作成.....	10
【補足】初動期のレイアウトの工夫（任意の取り組み）.....	14
4 避難所安全確認チェックシート・校内安全点検表.....	17
5 避難者カードと個人情報の扱い.....	19
6 初動ボックス.....	21
7 避難所の資機材・備蓄物品の確認.....	23
8 避難所の衛生管理・感染予防用備品の確認.....	23
9 トイレの事前準備.....	24
10 生活ルールづくり.....	27
11 チラシ・掲示物の準備.....	29
12 掲示物の用意.....	33
第2章 衛生管理.....	34
1 避難所で行うべき基本的な衛生管理.....	34
2 避難所の衛生管理等の支援.....	39
3 その他知っておきたい感染症の基礎知識.....	40
第3章 医療との連携・応急手当て.....	41
1 初動医療体制.....	41
2 応急手当.....	43
第4章 女性、子どもなどへの犯罪防止.....	47
第5章 要配慮者への対応.....	49
1 要配慮者とは.....	49
2 要配慮者への対応.....	49
3 要配慮者の必要とする支援事例.....	52
4 避難行動要支援者について.....	55
5 その他知っておきたいこと（参考）.....	56
第6章 ペット同行者への対応.....	58
1 ペットの受け入れについて.....	58
2 避難所ペット登録カードへの記入.....	59
3 飼い主グループの設置.....	59
4 被災動物ボランティアについて.....	60
第7章 避難所における在宅避難者の支援.....	61
1 在宅避難の促しのための支援.....	61
2 在宅避難者の支援拠点としての活動.....	61
第8章 関係団体との連携・協力.....	63
1 災害ボランティアによる避難所の運営支援.....	63

2	NPO団体による被災生活者支援.....	65
3	せたがや女性防災コーディネーターによる避難所の運営支援.....	67
4	その他の団体等による避難所の運営支援.....	68
第9章	避難所の閉鎖について.....	71
1	開設期間の目途.....	71
2	区民の生活の早期再建に向けた取り組み.....	71
3	避難所統廃合の進め方.....	72
第10章	補償制度.....	73
第11章	機材・設備の使い方.....	75
1	発電機の使用法（ガソリン式発電機①）.....	75
2	発電機の使用法（ガソリン式発電機②）.....	76
3	発電機の使用法（ガスボンベ式発電機）.....	77
4	受水槽.....	79
5	自立式のガスヒートポンプ操作法.....	83
6	太陽光発電・蓄電池設備.....	86
第12章	情報収集の手段.....	92
第13章	その他の避難所等.....	93

# 被災者支援にあたっての区の取り組み方針

## 教訓を忘れない ～すべての被災者が必要とする支援を受けるために～

災害対策基本法では、避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める<sup>\*1</sup>と同時に、避難所以外の場所に滞在する被災者についても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています<sup>\*2</sup>。

このように、避難所へ避難する避難者だけでなく、避難所以外の場所に滞在する被災者に対する支援が法に謳われていますが、これは、東日本大震災において、ライフラインが途絶し、食料も不足する中、支援物資の到着や分配にかかる情報が提供されず、支援物資が行き渡らなかったことを教訓にして、平成25年の法改正により盛り込まれたものです。

区は、こうした経過を踏まえ、これまでの災害から学んだ教訓を忘れることなく、すべての被災者が必要とする支援を受け、復旧・復興に向けて力強く歩んでいけるように、広く被災者支援の充実に取り組んでいきます。

## 多様性の尊重と人権を守るために

被災者の権利と支援活動の最低基準を定めた国際基準としてスフィア基準（人道憲章と人道支援における最低基準）があります。この基準は、内閣府により「今後の我が国の『避難所の質の向上』を考えると、参考にするべき国際基準」としても位置づけられています<sup>\*3</sup>。この基準では、その理念のひとつに「被災者は尊厳ある生活を営むことができる権利をもっている」ことを掲げるとともに、ジェンダー・多様性への配慮はすべての人道支援活動にも必要な分野横断的な課題であるとしています。

また、区は平成30年に「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を制定し、「全ての人々が、多様性を認め合い、人権が尊重され、尊厳を持って生きることができる」ことを基本理念のひとつに掲げ、この理念に基づく地域社会の実現を目指しています<sup>\*4</sup>。大規模な災害の発生は、地域での社会生活を送るうえでいずれ迎えることとなるひとつの局面であり、条例で掲げる理念は変わることなく共助や公助の場面で実践されなければなりません。

大規模な災害に直面し危機的な状況にある時こそ、様々な心の垣根を越えて、力を合わせて困難を乗り越えていくことが必要となります。多様性を理解し、尊厳ある生活を守るために協力し合うことは、配慮を要する方々を助けるだけでなく、多くの方々の安全と安心を守ることにつながります。このことを広くご理解いただき、この理解が避難所運営や在宅避難者への支援など被災者支援のあらゆる場面で活かされるよう、被災者支援の基本的な考え方に据えて、区は様々な課題に取り組んでいきます。

---

## これからの区取り組み

---

### ●避難所運営組織への支援を一層強化します

発災初動期には、人命最優先での対応による人的支援の遅れ、インフラの被災による物的支援の遅れが想定されます。そのため、地域住民が協力し合い、地域の力によって、発災から72時間\*を乗り切る必要があります。

こうしたことから、世田谷区では、震災等の災害が発生した場合の避難所として区立小・中学校等を指定していますが、その開設・運営は、避難者と避難所運営委員会が協力して「避難所運営組織」を組織し、避難者も参加して行うこととしています。

区は、避難所運営組織と協働して避難所の開設・運営にあたるとともに、重要な役割を担う避難所運営組織への支援を一層強化し、社会情勢などの変化に対応した適切な避難所運営を確かなものとしします。また、避難所を運営するにあたって生じる様々な課題に対し、避難所運営マニュアル（標準版）をはじめとするその運用モデルを提示するとともに、まちづくりセンター、本庁、総合支所が連携して避難所運営訓練を通じて地域の実情に即した運用のサポートなどに取り組みます。

※発災時から72時間経過すると生存率が低下する傾向にあります。

### ●避難所の密集状態の回避に取り組むとともに、関係機関、関係者、地域の方々による避難所運営への参加の輪を広げていきます

多くの区民が被災する中で、たとえわずかでも誰かとお話することで安心をしたい、ひとりではないことを確かめたいと思う方もいます。また、困ったことがあるけれどもどうしていいかわからない、どこに助けを求めたらよいかわからないという方もいます。

避難所は、火災や家屋の倒壊により自宅での居住継続が困難な場合、または二次災害を受ける可能性のある場合に一時的に受け入れ、保護するための施設として機能するとともに、支援や人とのつながりを求める方々がひととき集い、必要な支援につなげていく場となることが期待されています。

そのためには、余裕を持った適切な避難所運営ができるよう密集状態の回避に取り組むとともに、共助としての在宅避難者支援を担う多くの関係機関、関係者、そして地域の方々の避難所運営への参加の輪を広げていく必要があります。

区は、ボランティア・NPOによる避難所運営支援や、避難者自身による避難所運営への参加促進に向け、必要となる体制作りやルールの整備状況を踏まえて、その実効性を高めるため、まちづくりセンター、本庁、総合支所が連携して助け合いの意識の向上や防災活動への参加促進のための広報活動に取り組んでいきます。また、被災者支援の基盤である公助としての在宅避難者支援の充実、地域防災力の向上、関係機関等との協力体制の整備・強化などに広く取り組んでいきます。



※1 災害対策基本法（抄）

（避難所における生活環境の整備等）

第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

※2 災害対策基本法（抄）

（避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮）

第八十六条の七 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

※3 「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月 内閣府（防災担当））より抜粋

■スフィアプロジェクト（参考）

被災者にとって「正しい」支援とは被災者が安定した状況で、尊厳をもって生存し、回復するために、あるべき人道対応・実現すべき状況とはどのようなものか。この国際的なプロジェクトでは「人道憲章の枠組みに基づき、生命を守るための主要な分野における最低限満たされるべき基準」を「スフィア・ハンドブック」にまとめています。今後の我が国の「避難所の質の向上」を考えると、参考にすべき国際基準となります。

スフィア・ハンドブックについて [https://jqan.info/sphere\\_handbook\\_2018/](https://jqan.info/sphere_handbook_2018/)



「支援の質とアカウントビリティ向上ネットワーク（JQAN）」ホームページにリンクしています。

#### ※4 世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（抄）

##### 前文

個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことは、国境及び民族の違いを越えて私たち人類の目指すべき方向である。また、一人ひとりの違いを認め合うことが、多様な生き方を選択し、あらゆる活動に参画し、及び責任を分かち合うことができる社会の実現につながる。

世田谷区は、こうした理念を区、区民及び事業者で共有し、一体となって男女共同参画及び多文化共生を推進することにより、多様性を認め合い、人権を尊重する地域社会を実現することを目指し、この条例を制定する。

##### （基本理念）

第3条 男女共同参画及び多文化共生を推進するための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 全ての人々が、多様性を認め合い、人権が尊重され、尊厳を持って生きることができる。
- (2) 全ての人々が、自らの意思に基づき個性及び能力を発揮し、多様な生き方を選択することができる。
- (3) 全ての人々が、あらゆる分野の活動においてともに参画し、責任を分かち合う。

# 第1章 事前の準備のポイント

## 1 緊急連絡先の把握

### (1) 避難所運営委員会のスタッフなどの連絡先

- ・避難所運営にあたるスタッフ、学校の連絡先などを把握しておきましょう。
- ・様式（⇒災害時緊急連絡先一覧／「標準版」100ページ）を活用し、これらの連絡先をリスト化しておき、避難所運営委員会のスタッフで共有しておきましょう。

＜例＞  町会・自治会（防災区民組織）  まちづくりセンター（拠点隊）  
 総合支所地域振興課（災対地域本部）  学校職員（校長・副校長）  
 避難所施設の鍵の保管者の連絡先  医療関連連絡先 など

### (2) 公的機関等

- ・避難所運営にあたっては、関係機関との連携が不可欠です。近くにどのような関係機関があるか把握しておきましょう。
- ・また、いざというときの連絡先が分からなくならないよう、リスト化しておき、避難所運営委員会のスタッフで共有しておきましょう。

#### ① 警察・消防

機 関 名	連絡先	電 話
世田谷警察署	警備係	3418-0110
北沢警察署	//	3324-0110
玉川警察署	//	3705-0110
成城警察署	//	3482-0110
世田谷消防署	防災安全係	3412-0119
玉川消防署	//	3705-0119
成城消防署	//	3416-0119

#### ② インフラ関係

機 関 名	連絡先	電 話
東京電力パワーグリッド（株）	代表	6375-9803 ※停電・電柱・電線などに関する問い合わせの番号です
NTT東日本		113 ※故障等の問い合わせの番号です。
東京ガス(株)	東京中支店	5400-7512
水道局南部支所	庶務課庶務係	3420-1110
下水道局南部下水道事務所	庶務課	5734-5031

## ② 清掃関係

機 関 名	連絡先	電 話
世田谷清掃事務所	管理係	3425-3111
玉川清掃事務所	//	3703-2638
砧清掃事務所	//	3290-2151

## ③ 道路・交通機関

機 関 名	連絡先	電 話
国土交通省 東京国道事務所	代々木出張所 管理係	3374-9451
建設局第二建設事務所	庶務課庶務係	3774_0313
首都高速道路（株）	総務課	3502-7311
京王電鉄（株）	桜上水駅	3302-0630
小田急電鉄（株）	下北沢駅	3411-0126
東京急行電鉄（株）	総務課	3477-6070

## ④ その他

機 関 名	連絡先	電 話
東京都トラック協会 世田谷支部	事務局	3706-1011
世田谷医師会	//	3410-5111
玉川医師会	//	3704-2481
世田谷区役所	代表	5432-1111

## 2 避難所の使用範囲と設備等の確認

### (1) 避難所に必要な部屋・スペース

避難所の機能として、次のような部屋・スペースを作る必要があります。

- |   |  |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 一般避難者滞在スペース    | <input type="checkbox"/> 要配慮者滞在スペース          |
| <input type="checkbox"/> 母子（妊婦・乳児）スペース  | <input type="checkbox"/> 案内・受付スペース           |
| <input type="checkbox"/> 救護スペース         | <input type="checkbox"/> 教育機能維持スペース、子ども用スペース |
| <input type="checkbox"/> 更衣室            | <input type="checkbox"/> 休養スペース              |
| <input type="checkbox"/> 洗濯場、物干し場<br>など | <input type="checkbox"/> 咳や発熱等の有症状者のスペース     |

### (2) 使用範囲の調整

- 学校の配置図を参考にしながら、避難所のレイアウトを検討します。これをもとに、学校と避難所としての使用範囲を調整します。
- また、避難所として使用するスペースのほか、立ち入り禁止とする区画についても学校と確認をしておきます。

[⇒ 学校配置図・避難所レイアウト図の作成 10ページ参照](#)

### (3) 設備の確認

#### ① 避難所で使用する主な設備・機器の確認

配置図の中には以下機器の位置を記入しておきます。

- |                                    |                                   |                               |
|------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 空調機器      | <input type="checkbox"/> 放送設備     | <input type="checkbox"/> 防災無線 |
| <input type="checkbox"/> 各種照明のスイッチ | <input type="checkbox"/> ブレーカー    | <input type="checkbox"/> 止水弁  |
| <input type="checkbox"/> ガス緊急遮断弁   | <input type="checkbox"/> 消火器      | <input type="checkbox"/> 消火栓  |
| <input type="checkbox"/> 揚水ポンプの電源  | <input type="checkbox"/> マンホールトイレ | <input type="checkbox"/> 汚水ます |

※これらの設備・機器については、避難所運営訓練などの機会に場所や操作方をあらかじめ確認しておきます。

#### ② 特に注意が必要な設備

##### ア、受水槽

- 受水槽は、学校・病院など、一時に多量の水を使用する建物で、水道局から水道管を通して送られてきた水をいったん貯めておく容器です。避難所運営にあたって、この受水槽の水を飲料水として使用することができます

[⇒ 基本的な構造、操作方法 79ページ参照](#)

##### イ、その他の特殊な設備

- 学校によっては、以下の設備が導入されている場合があります。
  - 自立式のガスヒートポンプ [⇒ 設備の説明 83ページ参照](#)
  - 太陽光システム（太陽光発電・蓄電池設備） [⇒ 設備の説明 86ページ参照](#)
- これらの設備は避難所運営で使用することとなりますが、それぞれ定められた方法で取り扱う必要があります。避難所運営訓練などの機会に操作方法等を確認しておきます。

### (4) 現況のまとめ

- 確認した学校の状況などは、「学校防災関係の現況」としてまとめておきます。  
[⇒ 「学校防災関係の現況」の様式…「標準版」 75ページ参照](#)

- ・記入した学校配置図と学校防災関係の現況は、コピーをとり、避難所運営委員会のスタッフで共有するとともに、「初動ボックス」にも保管しておきます。

[⇒ 初動ボックス 21ページ参照](#)

#### (5) その他

避難所の使用範囲の調整や設備の確認にあたっては、必要に応じて次のことを学校（施設）に伝えてください。

① 学校を再開するにあたっては、避難所として使用した場所は、区（災害対策本部）が専門事業者による徹底した消毒を行います。

② 万一、避難所として施設・設備を使用し、破損等した場合は、学校の再開に支障がないよう区（災害対策本部）が責任をもって回復・修繕を行います。

※学校・施設よりこれらのことについての事実確認を求められた場合は、危機管理部災害対策課に確認するよう伝えてください。

### 3 学校配置図・避難所レイアウト図の作成

- ・以上のとおり確認をした避難所の使用範囲や、立ち入り禁止とする区域、設備の場所等をもとに、学校配置図・避難所レイアウト図を作成します。
- ・作成した学校配置図・避難所レイアウト図は、コピーをとり、避難所運営委員会のスタッフで共有するとともに、「初動ボックス」にも保管しておきます。

[⇒ 初動ボックス 21ページ参照](#)

#### <書き込む項目>

- 受付（初期受入時）、避難者名簿記入台、案内受付（収拾期以降）、情報提供コーナー（掲示板の設置場所）の指定
- 一般避難者滞在スペース、開放優先順位の記載
- 要配慮者滞在スペース
- 母子（妊婦・乳児）スペース
- 案内・受付スペース
- 救護スペース
- 子ども用スペース
- 更衣室
- 休養スペース
- 洗濯場、物干し場
- 咳や発熱等の有症状者のスペース

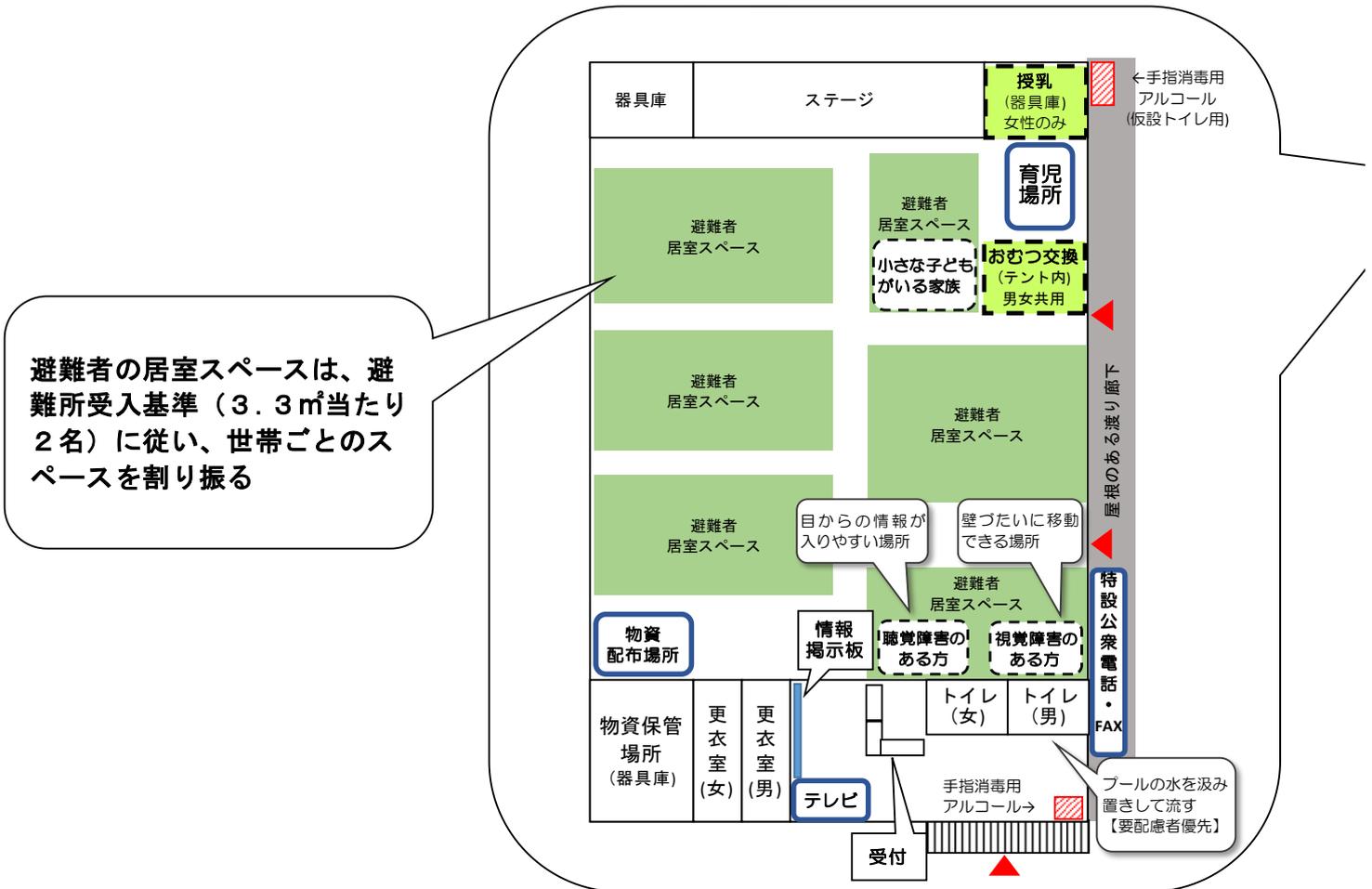
次ページに作成時のモデル図を示します。

## ■標準的なモデルの例

避難所のレイアウトの例です。こちらを参考に各スペースの配置を検討します。

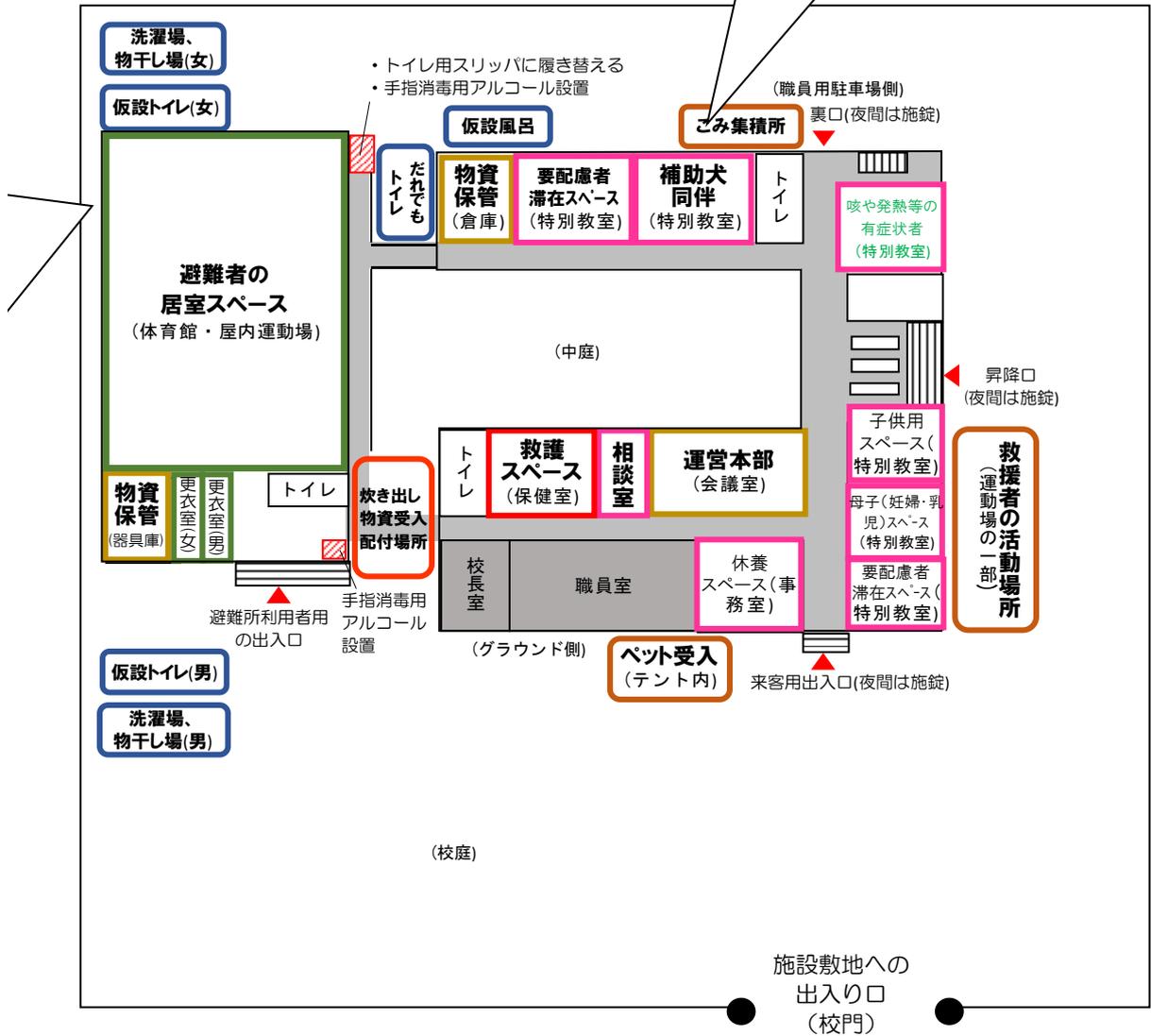
ボランティア受入れのマッチングを行う「サテライト」の設置場所についても検討します。

<モデル配置図（体育館）>



ごみ集積所の設置については、  
**35ページを参照**  
 ※ごみの分別の掲示をする際は、  
 「標準版」101ページ参照

<モデル配置図（全体図）>



## ■要配慮者に配慮した居住スペースの例

### ① 1Fのスペース

下肢障害等により、歩行が困難な要配慮者は、階段の昇降が大きな負担になるため、1階の部屋を優先的に提供します。

### ② 和室や空調設備のある過ごしやすい部屋

体調がすぐれない人や乳幼児等は、寒暖の差等環境の変化への対応力が低いことが考えられます。心身に負担の少ない過ごしやすい部屋を優先的に提供します。

### ③ トイレまでの動線が確保されている部屋

他の避難者に気兼ねして、トイレへの移動回数を減らそうとして、水分補給を減らしてしまった高齢者が、脱水症状を起こすケースがあります。トイレに行きやすい部屋を提供します。

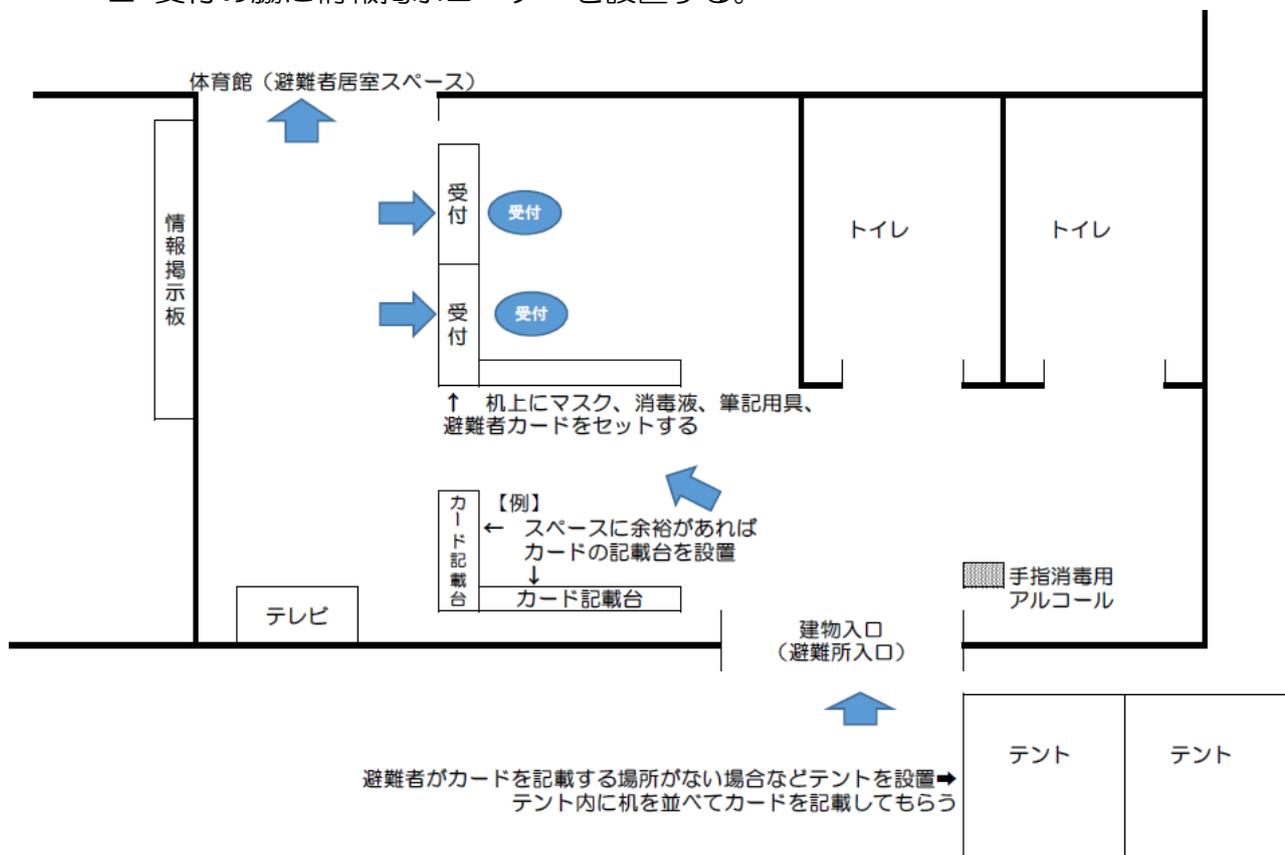
### ④ 家族及び介護者のスペース

障害のある方で避難所生活に支障がある場合には、基本的に福祉避難所<sup>※</sup>への移動が望ましいですが、緊急対処として、家族や介護者と一緒に居住可能なスペースを割り当てることも検討します。

※福祉避難所…自宅や指定避難所等での生活に支障をきたすため、特別な配慮を必要とする要配慮者のうち高齢者や障害者、母子等を一時的に受け入れ、保護するための施設です。⇒ [福祉避難所 93ページ参照](#)

## ■受付のレイアウトの作成

- 机の上に消毒液、筆記用具、避難者カードをセットする。
- 受付の脇に情報掲示コーナーを設置する。



## 【補足】初動期のレイアウトの工夫（任意の取り組み）

- 区では、避難所の密集回避のために、さまざまな手法により在宅避難の推進に取り組んでいます。⇒ [被災者支援にあたっての区の取り組み方針 4 ページ参照](#)  
しかしながら、現状では、多くの避難者が避難所に来ることが想定されます。  
そのため、発災直後の初動期に限り、短時間で設営でき、避難者を安全に受け入れることを優先したレイアウトとすることが考えられます。⇒ [次ページ参照](#)
- この対応は一時的なものであり、余震や火災が治まり、在宅避難が可能な方々がある程度自宅に戻った段階で、改めて避難所生活の環境を整えていかなければなりません。このようなことも考慮する必要がありますが、この手法は、被災地での経験などを踏まえ全国の自治体でも徐々に広まりつつあります。

### <注意点>

初動期のレイアウトの工夫を行うにあたっては、次のことに注意する必要があります。

- 初動期のレイアウトで、発災直後を乗り切った場合でも、いずれ標準的なレイアウトに移行しなくてはなりません。そのため、初動期のレイアウトを採用する場合でも、同時に標準的なレイアウトについても考えておく必要があります。
- 避難者に対しても、初動期のレイアウトとする理由や、レイアウトを途中で変更することについて、理解をしていただく必要があります。そのため、次のような案内の掲示やチラシを用意し、避難者にアナウンスするなどの工夫が必要となります。

### ■案内のイメージ

#### 避難者のみなさまへ（今後の避難所の運営について）

- この避難所では、避難をしてくる多くの人たちを受け入れることを優先し、臨時的なレイアウトとしています。ご不便をおかけしますが、避難が必要な人を受け入れるための措置であり、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。
- ここで避難生活をするためには、健康やプライバシーを守るために、世帯ごとのスペースを作り、間仕切りをして、足を伸ばして寝られるようなしっかりとした環境を整える必要があります。状況が落ち着いたら、避難者のみなさんと協力して、避難所のレイアウトの変更などの作業を行います。
- レイアウトを変更するときは、避難所運営委員会から、みなさんにご協力を呼びかけますので、ご協力をお願いします。

ご自宅の建物が安全である場合は、ご自宅での「在宅避難」をしてください。密集回避のためにご協力をお願いします。

〇〇〇小学校避難所運営委員会  
世田谷区

## ■初動期のレイアウトの例

ブルーシート等により目隠し・間仕切り



<モデル配置図（体育館）>



●状況が落ち着くまでは一般の滞在スペースの世帯当たりのスペースの割り当てはしない

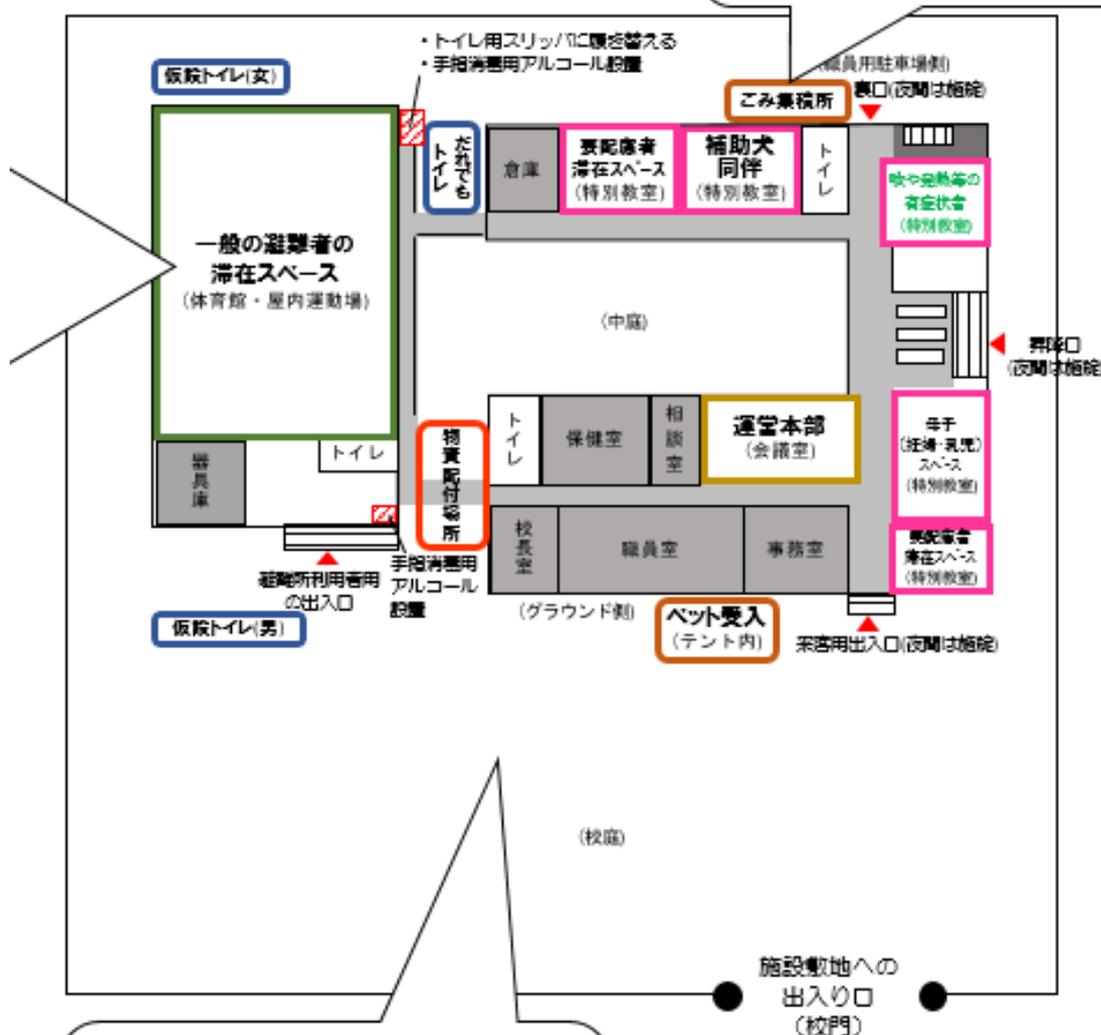
●避難所の状況が落ち着いてから、避難者も参加して改めて生活スペースを整える。このことは、避難者の受け入れの際に事前に周知しておく（次項補足を参照）。

## 標準的なモデルとの相違点

- 諸室の設置作業をなるべく減らす（あとで設置すればこと足りる諸室については後回し）。
- 女性や乳幼児専用の区域、要配慮者の滞在スペース（特別教室に設置する滞在スペース）は標準的なモデルと同様に設置するが、状況が落ち着くまでは一般の滞在スペースの世帯当たりのスペースの割り当てはしない

<モデル配置図（全体図）>

ごみ集積所の設置については、  
35ページを参照  
※ごみの分別の指示をする際は、「標準版」  
101ページ運営用資料「ごみの分別」参照



開設の時点では、救援（NPO、ボランティア等）、子ども用スペース、救援物資の物資保管場所の設置は急がない

## 4 避難所安全確認チェックシート・校内安全点検表

実際に地震が発生し、避難所を開設する際には、避難所の安全チェックを行うこととなります。安全チェックは、避難所安全確認チェックシート・校内安全点検表に基づいて行います。

### ■避難所安全確認チェックシート【抜粋】

※令和5年度から新たに設けました。内閣府が平成27年2月にまとめた「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」を参考に作成しています。

1 最初に行うこと（建物の周辺の確認）			
点検実施日時 月 日 時 分		点検実施者名 _____	
確認・点検項目	評価		
	A	B	C
火災が発生しているか	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 発生している	<input type="checkbox"/> 近くで発生している
ガスの臭いがするか (ガス漏れが発生しているか)	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 臭いがする	<input type="checkbox"/> ひどく臭いがする
隣接する建物等が、避難所に 倒れこむ危険性があるか <Cの該当例> 	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 少し傾いている	<input type="checkbox"/> 大きく傾いており 倒れこみそうである
建物周辺に地滑りが生じている か	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 生じている	<input type="checkbox"/> ひどく生じており 被害がでている
崖くずれが生じているか <Cの該当例> 	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 生じている	<input type="checkbox"/> ひどく生じており 被害がでている
地割れが生じているか	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 生じている	<input type="checkbox"/> ひどく生じており 被害がでている
地盤地下が生じているか	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 生じている	<input type="checkbox"/> ひどく生じており 被害がでている
対 応	↓ ↓ ↓		
	すべてAの場合 次の建物内部の確認 を行う	Bがある場合 安全確認を中断 地域本部拠点隊へ報 告し、指示を待つ	Cがある場合 ●使用不可 安全確認は中止する

⇒ チェックシートの様式（全体）…「標準版」81ページ参照

## ■校内安全点検表【抜粋】

項目	内容
ヘルメットの着用	<input type="checkbox"/> 巡回時の注意 ・ヘルメットを着用するなど自己の安全を確保 ・懐中電灯、ロープ、鍵、避難所配置図（安全点検チェック用）及び「立ち入り禁止」等の掲示用物品等を準備 【物品保管場所：_____】
懐中電灯、ロープ、鍵、避難所配置図、「立ち入り禁止」等掲示用物品の携行	
管理諸室、理科室、家庭科室、給食室等の優先的巡回	<input type="checkbox"/> 出火があった場合は無理をせず退避し、応援を呼ぶ > 消火器で消火ができない場合は避難所運営委員や避難者を退避させ、消防（119番）へ通報する > 消防に連絡がつかない場合は地域本部拠点隊（まちづくりセンター）へ電話または直接報告する  <input type="checkbox"/> ガスの元栓を閉めてもガス臭がある場合は、窓を開け、ガス会社に連絡し、指示に従う。  ガス会社_____電話：（_____） > ガス会社へ連絡がつかない場合は、避難所運営委員会や避難者を退避させ、地域本部拠点隊（まちづくりセンター）へ電話または直接報告する  ※区は、地域本部拠点隊→地域本部→災対本部（災対統括部）を通じ、消防・ガス会社へ対応の要請を行う
破損、ひび割れガラスの補修	<input type="checkbox"/> 破損、ひび割れしているガラスは、紙・段ボールなどで補修する。 ・避難所運営にすぐには支障がないような場所は、避難所運営組織のメンバーがそろい、明るい安全な時間になってから補修する（その場合は破損箇所・破損状況をメモしておく。また、近づいてけがをしないようにロープで封鎖したり、貼り紙などをしておく）
書棚、ロッカー等の安定化措置	<input type="checkbox"/> 横転しかかっている物品（書棚、ロッカー、書庫等）は横に寝かせるなどし、安定させる。 ・避難所運営にすぐには支障がないような場合は、避難所運営組織のメンバーがそろい、明るい安全な時間になってから処置する（その場合は破損箇所・破損状況をメモしておく。また、近づいてけがをしないようにロープで封鎖したり、貼り紙などをしておく）
エレベーターの使用禁止表示	<input type="checkbox"/> エレベーターの中に閉じ込められている人がいないか確認 <input type="checkbox"/> 閉じ込められている人がいる場合は、エレベーター会社または消防署（119番）に連絡する。  エレベーター会社_____電話：（_____）
破損物の除去による通路の確保	<input type="checkbox"/> 避難所の開設準備のために通行する場所や、避難者を受け入れるスペース等にある破損物等を除去する  <input type="checkbox"/> 校門から避難所まで、緊急車両が通行可能な状態にしておく（妨げになる破損物等を除却する）  <input type="checkbox"/> 防火シャッターが自動的に下がっている場合は、危険がないことが確認されるまで復旧しない。

⇒ 校内安全点検表の様式（全体）…「標準版」87ページ参照

- ・避難所運営訓練などの機会に、実際にチェックシート・点検表を使って、安全チェックの方法などを確認しておきましょう。また、安全チェックの際に気を付けるべきことなどがあれば、チェックシート・点検表にメモしておきましょう。
- ・必要なメモなどを記入したチェックシート・点検表は、コピーをとり、避難所運営委員会のスタッフで共有するとともに、「初動ボックス」に保管しておきます。

⇒ [解説版 21ページ参照](#)

## 5 避難者カードと個人情報の扱い

### (1) 避難者カードについて

- 避難者の受付の際、避難者カードを避難者自身に記入してもらいます。

※避難所に在宅避難者がスマートフォンの充電や支援物資を受け取りに来た際にも、避難者カードに記入してもらいます。

<記入例>

避難先：避難所 ・ 自宅等		安否の問合せに対する回答 可 <input checked="" type="radio"/> 否 <input type="radio"/>		№○○-○○○	
避難所名：○△□小学校		住所：世田谷区△△△ ○-□-◇			
せた ← インデックス (苗字の最初の2文字(ひらがな・ローマ字))		<input checked="" type="checkbox"/> 妊娠中の家族がいる <input type="checkbox"/> 乳幼児がいる			
氏名(ひらがな)	性別	年齢	避難所内の区域	備考(職業・学校等)	
世田谷 太郎	男	○○	体育館・A区	医師	
花子	女	□□	//	妊娠3ヵ月	
一郎	男	△△	//	世田谷区立○○小学校	
入所日	○ 月 ○○日	転出先(連絡先)名称	東京 次郎 様方(親戚)		
転出日	○ 月 △△日	住所	○○市○○ △-□-○		
		電話	○○○-○○○-○○○○		

- 要配慮者については、別途その状況も記録します(世帯別の避難者カードのほか要配慮者避難者カード(個人別)も記入してもらいます)。

避難先：避難所 ・ 自宅等		安否の問合せに対する回答 可 <input checked="" type="radio"/> 否 <input type="radio"/>		№○○-○○○	
避難所名：○△□小学校		住所：世田谷区△△△ ○-□-◇			
せた ← インデックス (苗字の最初の2文字(ひらがな・ローマ字))					
氏名(ひらがな)	性別	年齢	避難所内の区域	世帯主	
世田谷 寛	男	◇◇	教室△年△組	世田谷 太郎	
現在の状況	付き添い家族	特別物資の要望	特に配慮が必要なこと		
足が不自由な高齢者	なし	車椅子	<input type="checkbox"/> 食事 <input checked="" type="checkbox"/> 移動 <input type="checkbox"/> 意思疎通 <input type="checkbox"/> その他 詳細 トイレは多機能トイレでは可。		
入所日	○ 月 ○○日	転出先(連絡先)名称	東京 次郎 様方(親戚)		
転出日	○ 月 △△日	住所	○○市○○ △-□-○		
		電話	○○○-○○○-○○○○		

※上記でお示した様式は、標準の様式となります。それぞれの地区の実情に合わせ、世帯別のものを個人別の様式にすることや、一般のカードと要配慮者用のカードを一体化するなど、各避難所運営委員会で工夫をしていただくこともできます。

- ・避難者カードは、避難者数や避難者の状況（安否、避難している場所など）の把握とともに、支援が必要な要配慮者を把握する目的で作成するものです。
- ・避難者カードは、鍵のかかる場所などで厳重に保管します。
- ・避難者カードの管理の担当者を決め、この担当者がカードの整理・保管、人数の把握と安否確認の問い合わせに対応します。
- ・避難者カードは、避難所の閉鎖の際に地域本部拠点隊（まちづくりセンター）へ渡します。

## （２）こんな場合は

- ・避難の受け入れの際に避難者カードに記入してもらいますが、要配慮者、負傷者については状況に応じて簡易に確認し、後日詳細に記録を行うなどの配慮をします。
- ・生命にかかわる持病があるなどの申し出があった場合には、至急地域本部拠点隊（まちづくりセンター）へ報告します。
- ・他地域から家族が安否確認に避難所に来た場合や、ボランティアが支援を要する避難者の情報提供を求める場合には、以下（３）に記載の方を除き、避難者カードを基に、情報提供をします。

## （３）気を付けなければならないこと

※【重要】「安否の問合せに対する回答」欄が「否」となっている方については、DV・ストーカー被害者の方など、安否の問合せに対する回答に配慮が必要な場合があります。「否」となっている方については、ボランティアや家族等を名乗る者からの安否確認等であっても、カードを見せたり、避難所にいることを伝えたりしないようにしてください。（ただし自治体職員、警察、消防等行政機関を除く）。

安否の問合せに対する回答		可・否	No.〇〇-〇〇〇
<input checked="" type="checkbox"/> 妊娠中の家族がいる		<input type="checkbox"/> 乳児がいる	
住所：世田谷区△△△ ○-□-◇			
年齢	避難所内の区域	備考（職業・学校等）	

## 6 初動ボックス

この項は、区が用意する「初動ボックス」を使用する場合の説明となります。  
すでに独自のものをご用意されている避難所や、「初動ボックス」を使用しない避難所は、この項に基づく運用は不要です。

### (1) 初動ボックスとは

初動ボックスは、避難所の施設の安全点検や、開設準備を始めるにあたり必要となるものをまとめたボックスです。

### (2) 初動ボックスのメンテナンス

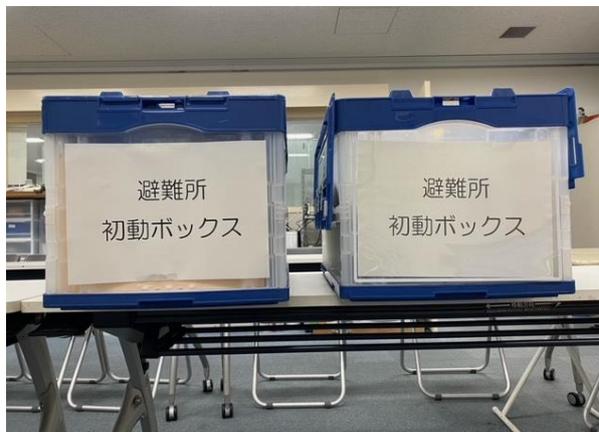
必ず年に一度、避難所運営訓練などの機会に内容物が保管されていることを確認します。不足があった場合は、備蓄物品から補充するなど、常に必要なものがそろっているようにします。

※令和5年度に区が標準的な物品を一律で配備する予定ですが、避難所の実情に合わせて、各自で物品の調整をします。

<初動ボックスのイメージ>



初動ボックスイメージ



<ボックスの内訳>

(★は避難所運営委員会で入れるもの)

物品名	数量
1 避難所運営マニュアル★（各避難所で作成のもの）	
2 校内配置図 ★	
3 避難所安全確認チェックシート ★	
4 校内安全点検表 ★	
5 避難者カード ※	
6 健康状態チェックシート	
7 筆記用具（ボールペン等）	
8 養生テープ	
9 避難所でのお知らせカード	
10 ベスト	
11 ヘルメット	
12 各種掲示物（受付看板・感染症啓発チラシ等）	
13 懐中電灯	
14 ロープ	
15 避難所運営マニュアル ●標準版 ●新型コロナウイルス等感染症対策テキスト ●解説版	
16 防災マップ（震災時区民行動マニュアル）	
<b>【感染症対策物資】</b>	
17 手指用アルコール消毒液	10本
18 マスク	500枚
19 非接触型体温計	2台
20 接触型体温計	2本
21 手洗い用せっけん液	12本
22 塩素系漂白剤	3本
23 フェイスシールド	50個
24 使い捨て手袋 M	200枚
25 使い捨て手袋 L	200枚
26 使い捨てエプロン	50枚
27 スプレーボトル	10個
28 ペーパータオル	2000枚
29 ごみ袋（45ℓ）	100枚
30 ビニール袋	令和5年度追加配備予定
31 消毒用アルコール綿（接触型体温計ほか消毒用）	令和5年度追加配備予定

※避難者カードほか、避難所で独自に様式を定めているものがある場合は、独自のものに差し替えて保管をしてください。

※上表の感染症対策物資は、令和4年度以前にすでに避難所に配備した感染症対策物資を、初動ボックスにまとめて保管するものです。

---

## 7 避難所の資機材・備蓄物品の確認

---

- 避難所運営用倉庫等に備蓄されている物資の品目・数量等を調べ、不足物がないようにします。
- リスト ⇒様式…「標準版」90ページ参照
- (数量等の確認の機会に)地震が来ても備蓄品が散乱することがないように、荷崩れ防止のために紐でくくる、棚の転倒対策をするなどの備えをしておきます。

---

## 8 避難所の衛生管理・感染予防用備品の確認

---

- 避難所には衛生管理・感染症対策のための備品などが配備されています。あらかじめなにがあるか、またその使い方について確認をしておきましょう。

\*区が用意する初動ボックスを導入する場合は、初動ボックスに保管しておきます。

[⇒ 初動ボックス 21ページ参照](#)

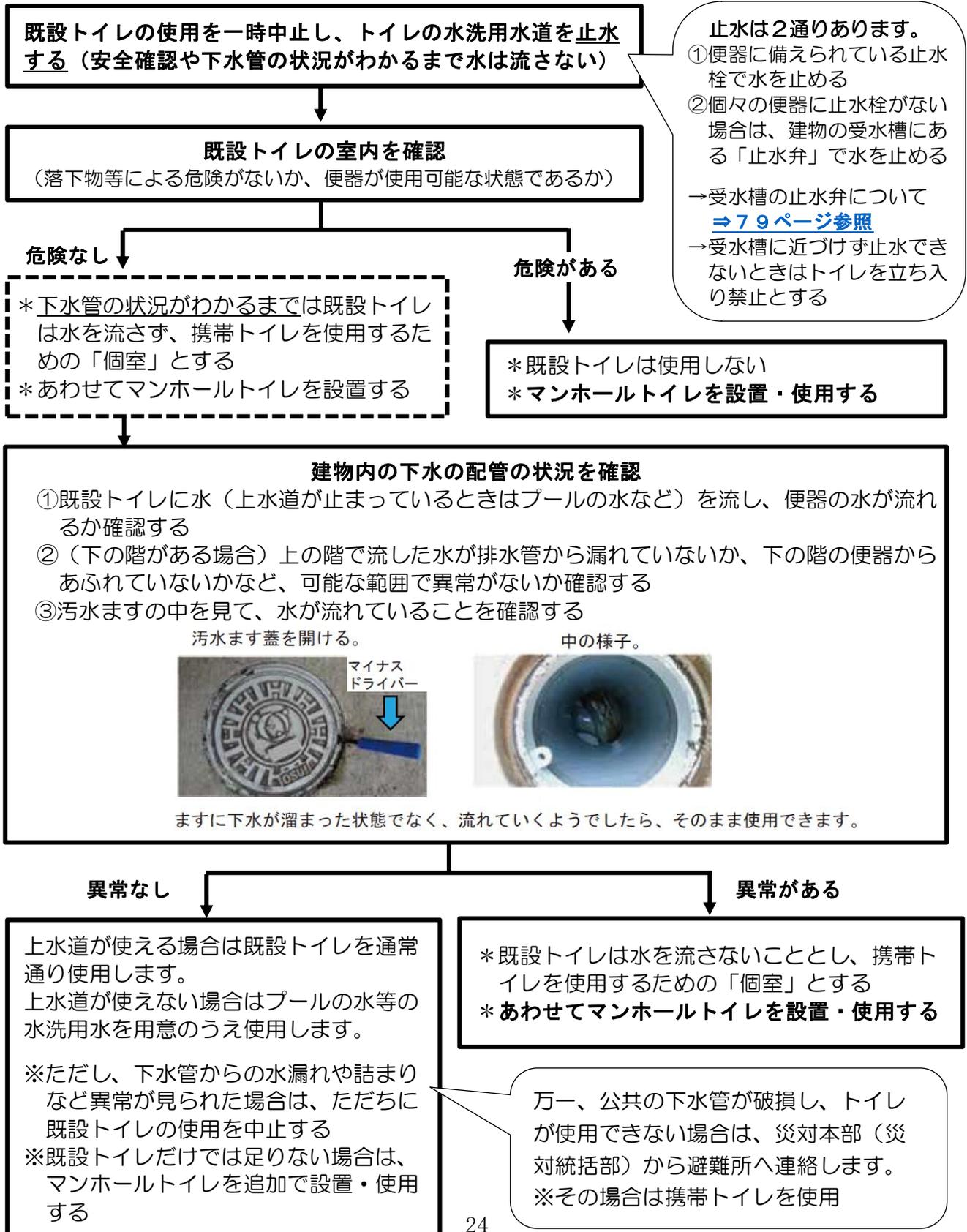
### <避難所の共通の備蓄品>

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 手指用アルコール消毒液(10本)        | <input type="checkbox"/> マスク(500枚)     |
| <input type="checkbox"/> 体温計(非接触型2、接触型2)         | <input type="checkbox"/> 手洗い用石けん液(12本) |
| <input type="checkbox"/> 塩素系漂白剤(3本)              | <input type="checkbox"/> フェイスシールド(50個) |
| <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋M(200枚)           | <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋L(200枚) |
| <input type="checkbox"/> 使い捨てエプロン(50枚)           | <input type="checkbox"/> スプレーボトル(10個)  |
| <input type="checkbox"/> ペーパータオル(2,000枚)         | <input type="checkbox"/> ゴミ袋45ℓ(100枚)  |
| <input type="checkbox"/> ビニール袋(靴袋用)*             |  |
| <input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿(接触型体温計ほか消毒用)* |  |

\*は令和5年度に追加配備予定

## 9 トイレの事前準備

(1) 避難所の開設とあわせて速やかにトイレを使用できるよう、あらかじめ手順を確認しておきます。



## (2) トイレの設置・使用にあたっての配慮事項

### ① 配置にあたっての基本事項

- ・トイレは男女別を基本とし、マンホールトイレを設置する際は男女の出入口の向きを変えるなど、動線を分けて設置します。レイアウトもそのように計画しておきましょう。
- ・女性用のトイレを男性用に比べて多く設定します（男女比1対3など）。
- ・男女別の配慮をすると同時に、障害者・高齢者をはじめ、性的マイノリティの方や小さなお子さんもしっしょに使ええるトイレとして、だれでもトイレを使えるように開放します。
- ・感染症陽性者や感染の疑いがある方は、避難所内に専用トイレを設けます。

### ② 要配慮者への配慮の工夫

- ・要配慮スペース・居住スペースから、だれでもトイレまで、車いす等でも行き来できるルートを確認します（障害物、段差、ぬかるみ等を通らずに行けるルートがあること、安全に案内できることを確認しておきます）。
- ・トイレの前には、高齢者等の待合スペース（腰かけ等）を設置するなどの工夫に努めます。
- ・だれでもトイレ以外にも、だれでも利用しやすいトイレを増やすための工夫を検討し、その準備をしておきます。  
\*手すりや背もたれ、フック、サニタリーボックス等の荷物が置ける棚の設置  
\*人工肛門、人工膀胱保有者やおむつ交換用の折り畳み台とライト等の設置

### ③ 安全・プライバシーの確保のための準備

- ・トイレの中と外に照明をつけます。停電時でも明かりをつけられるように発電機や照明の配置の準備をしておきます。
- ・女性や子ども等のために防犯ブザーを設置、または配布するように備えておきます。
- ・マンホールトイレのトイレブースは、風雨等に耐えられるようにしっかりと設置します。また、外から容易に開けられないように、中から入口をしっかりと止められるようにします。
- ・マンホールトイレの上屋は使用者のシルエットが見えないように照明の向きなどを工夫します。

## (3) マンホールトイレの設置・使用方法の確認

各避難所にマンホールトイレのテント・便座等を5～10セット配備しています。訓練などの機会に、組み立て部材やマンホールの位置、設置方法をあらかじめ確認しておきます。



災害用トイレの  
マンホール



トイレ組立部材  
一式

## <マンホールトイレの設置・使用方法>

- ① 立ち上り管の蓋を外し、仮設トイレを設置する  
※蓋を開ける工具及び組立部材は避難所運営用倉庫等に備蓄  
※トイレのテントは地面にペグで固定。アスファルトなどペグが使用できない場合は重しをする

- ② 注水用マンホールから下水道管に水を貯める  
※注水用マンホールから管の半分程度貯まった事を確認

- ③ 必ず下水道管に水を貯めてからトイレを使用  
※貯めた水が汚物やペーパーを溶解し、排水しやすくする

トイレ設置の様子（例）



- ④ 1日1～2回程度または約500人使用したら流すことを目安に、貯留弁を開けて排水する（一気に排水する）  
※詰まるとバキュームカーでの汲み取りが必要となり、処理されるまで使えなくなる。維持・管理の徹底が重要となることに留意する

※利用の際はトイレトペーパー以外のものは捨てないように注意を促す（トイレトペーパーの多量使用は控えるように併せて注意喚起する）

- ⑤ 下水道管が空になったら貯留弁を閉める

### （４）その他、運用面での工夫など

- トイレには一人で行かないよう声かけを行いましょう。
- 女性や子ども等に意見を求め、安全性や快適性を高めることに努めましょう。  
具体的には、使用済みの生理用品入れの設置や、乳幼児や大人用のおむつの捨て方、子どもでも安心して利用できる工夫など、当事者や日常から介助に携わる方ならではの気付きや配慮を運営に活かしていきましょう。
- 掃除当番を決め、定期的な清掃に努めましょう。

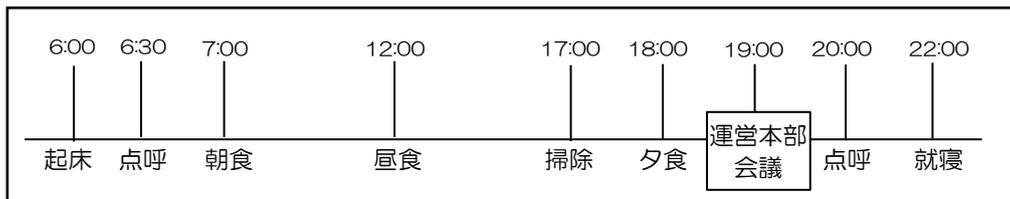
## 10 生活ルールづくり

### (1) 決めておくべきルールの例

生活ルールについて、あらかじめ検討しておきます。

#### ① 生活時間

<生活時間の設定例>



#### ② 各種当番など

- 各種当番の割り当て方法などを考えておきます。
- 割り当てにあたっては、特定の班や性別に偏らないようにします。また、要配慮者や体調の悪い人には配慮する必要があります。

<清掃当番> ※避難者も含めて割り当てをします

- トイレ、その他共同利用スペースの掃除当番の割り当て方法を考えておきます。

<ごみの分別等のルール>

- ごみは居住スペースに溜め込まず、こまめに集積所に捨てましょう。

[⇒ ごみ集積所の設置、ごみ処理 35・36ページ参照](#)

<洗濯場、物干し場の利用ルール>

- 利用時間、利用者の順番割り当て方法を考えておきます。

<受付当番> ※個人情報を扱うため避難所運営組織のメンバーが担当します

- 避難所への訪問者（面会、マスコミによる取材など）は、受付に立ち寄り、氏名、所属、連絡先、訪問目的等をメモしてもらい、部外者の入出を管理します。

<郵便物管理者> ※個人情報を扱うため避難所運営委員会のスタッフが担当します

- 避難者宛てに郵便物・宅配便が届いた場合、避難者名簿等で該当者がいるか確認する。
- 郵便事業者・宅配業者に、該当者に直接渡してもらう。
- 本人不在の場合は、一度持ち帰り、再度来てもらう。

③ その他決めておくべきルール

- ・アルコールの摂取制限
- ・携帯電話の使用方法
- ・携帯電話や電子機器の充電方法
- ・テレビの視聴時間の制限
- ・夜間の会話、照明等
- ・ペットの制限（ペットは原則として居室には入れないなどのルールを定める。ペット用のトイレの清掃・維持管理についても飼い主の間でルールを作り実行する）
- ・その他、避難所運営上必要なルール

**（２）生活ルール表の作成**

生活ルールは、事前に模造紙等に記入し、保管しておきましょう。

<ルール表の例>

避難者の皆さんへ

- ①この避難所は、「避難所運営本部」が管理・運営しています。避難所の皆さんは本部の指示にしたがってください。
- ②障害者・高齢者・乳幼児及び日本語の話せない外国人など要配慮者への配慮をお願いします。
- ③デマや噂に巻き込まれないように、情報を確認して行動してください。
- ④避難所の運営は、総務・情報担当、避難所担当、給食・物資担当、救護・衛生担当が行っています。積極的に各担当の仕事に協力してください。
- ⑤共同生活を乱すような行為はやめましょう。
- ⑥健康管理及び衛生管理にはお互いに気をつけましょう。
- ⑦避難所に入所する場合には、避難者カードを提出し、転出時も必ず報告して下さい。
- ⑧立ち入り禁止の表示がある場所には、立ち入らないでください。
- ⑨避難所内の避難場所・スペースは仮決定のものです。要配慮者の優先等のために移動をお願いする場合があります。

## 1 1 チラシ・掲示物の準備

### (1) 避難者に配布するチラシ・掲示物の作成

- ・地域の状況に応じて、多くの避難者が避難所に詰めかけた場合を想定し、在宅避難の協力をお願いするチラシ・掲示物などを適宜用意します。
- ・ひな形を区のホームページに掲載しています。ダウンロードし、必要に応じて手直しして使用するなど、地域の実情に応じてご活用ください。

※区ホームページへの掲載：令和5年9月以降予定。QRコード準備中

【例】避難者に配布するチラシ/掲示物のイメージ①（おもて面/1枚目）

# 避難されたみなさまへ

（世田谷区 / ○○○学校避難所運営委員会からのお知らせ）

### ＜世田谷区からのお願い＞

ここは、自宅が火事や倒壊などの被害を受け、一時的に過ごす場所を必要とする方のための避難所です。

- 自宅の建物が安全であれば、自宅で過ごしてください。
- 自宅にいても、水や食べ物の支給を受けたり、携帯電話の充電ができる場所があります。



裏面をご覧ください

密集を避けるとともに、大きな被害を受けた方々の避難場所を確保するために、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

＜ご自宅に戻る際は、次のことにご注意ください＞

- 余震や周辺の火災に気を付けて行動をしてください。
- すでに自宅建物が傾いている、壁に大きなひびが入っているなど、危険な状態であることが分かっている場合は、無理にご自宅に戻る必要はありません。また、建物の破損が大きい場合は、無理にご自宅に入らないようにしてください。
- できる限りひとりの行動は避けて、ご近所の方同士で行動するようにしてください。また、行き先を誰かに伝えておくようにしてください。
- 窓やドアなどが破損し、防犯上問題がある場合は、自宅にとどまらず、しっかりと防犯がされた場所で過ごすようにしてください。
- ご自宅で電気機器を使う場合は、通電火災<sup>※</sup>にご注意ください。  
※地震によって電源コードが破損した場合、停電が復旧した際に破損箇所ショートを起こし、火災になることがあります。電源コードの破損がないか確認するとともに、できる限り電源コードはコンセントから抜いておきましょう。

＜この避難所の運営は＞

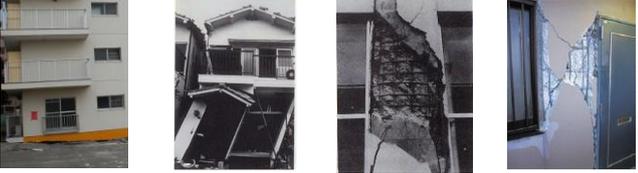
この避難所は、世田谷区からの依頼を受け、町会・自治会、民生児童委員、PTAなどの地域の住民が運営しています。  
運営スタッフは、みなさんと同じ地域の住民です。

**避難所で安心して過ごすためには、みなさんのご協力が必要です。**  
運営スタッフの指示に従うとともに、お手伝いをお願いしたときは、ぜひご協力をお願いします。また、率先して、避難所運営に参加するようお願いいたします。

## 自宅に戻ったら

➤安全に注意しながら、自宅の建物の状況を確認してください。

自宅の建物が危険と感じる場合は、避難所へ。安全なお住まいが確保されるまで避難所で過ごすことができます。

こんな場合は	
<p>自宅建物や柱が傾斜していたり、大きなひび割れがある場合など、危険を感じる場合 ➡このような場合は避難所へ。</p>	

周辺にもご注意を	
<p>自宅建物の方向へ崩れそうな崖地や山林がある場合や、倒れてきそうな電柱等の構造物がある場合 ➡このような場合は避難所へ。</p>	

➤以上のほか、危険だと感じる場合は、その建物は使わないでください。

**自宅にいても、避難所に救援物資が届いた場合は次の場所で水や食べ物の支給などを受けることができます**

***地区 支給場所等一覧		令和5年**月現在
<p><b>食べ物・飲料水・日用品</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■***小学校(***丁目*番*号)</li> <li>■***中学校(***丁目*番*号)</li> </ul>		地震の発生からおおむね3日目以降に支給を開始します(地区の被害状況により前後します)。
<p><b>飲料水・生活用水</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆災害時給水ステーション ***所(***丁目*番*号)</li> <li>◆災害時給水ステーション ***所(***丁目*番*号)</li> <li>○浄水場等 ***浄水場(***丁目*番*号)</li> <li>○浄水場等 ***給水所(***丁目*番*号)</li> <li>◇震災対策用井戸 ***丁目*番*号 ※生活用水のみ(飲用不可)</li> <li>◇震災対策用井戸 ***丁目*番*号 ※生活用水のみ(飲用不可)</li> <li>◇震災対策用井戸 ***丁目*番*号 ※生活用水のみ(飲用不可)</li> </ul>		地震の発生の当日または翌日から給水を開始します。ただし、地区の被害状況により前後する場合があります。
<p><b>トイレ(マンホールトイレ、仮設トイレ等)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■***小学校(***丁目*番*号)</li> <li>■***中学校(***丁目*番*号)</li> <li>◇***公園(***丁目*番*号)</li> <li>◇***公園(***丁目*番*号)</li> </ul>		避難所となっている学校の仮設トイレは、避難所開設以降、使用できます。それ以外の場所は、地区の被害状況により前後します。
<p><b>電子機器の充電</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★充電スポット ***地区会館(***丁目*番*号)</li> </ul>		地震の発生から3日目以内を目途に開設します。ただし、地区の被害状況により前後する場合があります。
<p><b>自宅の片づけ等のためのボランティア・NPOの支援の申し込み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティア窓口(サテライト) ***小学校(***丁目*番*号)</li> <li>○ボランティア窓口(サテライト) ***中学校(***丁目*番*号)</li> </ul>		地震の発生から4日目を目安に窓口・受付等を開始します

➤開設の状況は、区のメール等のSNSのほか、エフエム世田谷、防災行政無線、避難所の掲示板などでお知らせします。

## (2) 受付時に配布するチラシの作成

- ・受付で渡す注意事項などを記載したチラシ等を適宜用意します。
- ・ひな形を区のホームページに掲載しています。ダウンロードし、必要に応じて手直しして使用するなど、地域の実情に応じてご活用ください。

※区ホームページへの掲載：令和5年9月以降予定。QRコード準備中

【例】受付チラシのイメージ② おもて面

### 避難所で過ごすみなさんをお願いしたいこと

(世田谷区 / ○○○学校避難所運営委員会からのお願い)

- ・様々な方が集まる避難所では、みなさんが気持ちよく過ごすために守っていただきたいルールがあります。
- ・必ずルールを確認し、ルールを守って過ごしてください。

この避難所は、世田谷区の依頼を受けて、町会・自治会、民生児童委員、PTAなど、地域の住民が運営しています。

運営スタッフは、みなさんと同じ地域の住民であり、みなさんと同じ被災者です。このことをご理解いただき、運営にご協力をお願いします。

#### <ご理解いただきたいこと>

- ◎食料物資などは、原則として、全員に公平に提供できるようになってから配付します。
- ◎利用者の増減、状況によってスペースの移動をお願いします。  
最初に座った場所にずっと居られる訳ではありません。利用者の増減や、配慮を必要とする方のサポートのために居場所の移動をお願いすることがあります。
- ◎一時帰宅等のために一時的に避難所を離れる場合、避難所を退所する場合は、必ず総合受付にご相談ください。
- ◎みなさんにお知らせしたいことがあれば、避難所内の掲示板に貼り出しますので、定期的に確認をしてください。

#### <感染症対策の徹底について>

- ◎避難所内では原則としてマスクの着用をお願いします。避難所には高齢の方などのハイリスク者もいることをご理解のうえ、ご協力をお願いします\*。
- ◎手洗い、手指の消毒の徹底や、咳エチケット（咳やくしゃみをする際にマスク、ティッシュ、ハンカチ、服の袖や肘の内側を使って口や鼻をおさえること）の徹底にご協力をお願いします。

##### ※マスク着用についての世田谷区の考え方

国・都より、各自治体に対し、新型コロナウイルス感染症対策の各種の指針・ガイドライン等が通知されており、その中で避難所におけるマスクの着用が示されています。

現時点において、避難所における感染対策はこれまでの指針・ガイドラインのとおりとなっていることから、世田谷区の避難所では、引き続き避難所内でのマスクの着用をお願いします。

<b>&lt;守っていただきたいルール&gt;</b>	
<p style="text-align: center;"><b>立入禁止・使用禁止などの指示に従ってください。</b></p> <p>◎配慮を必要とする方のためのスペースや、女性・子ども専用のスペースには、そのスペースの利用者以外は絶対に立ち入らないでください。</p> <p>◎また、施設の管理上、立ち入り禁止としているスペースには絶対に立ち入らないでください。</p>	<p style="text-align: center;"><b>周囲に迷惑をかける行為はしないでください。</b></p> <p>◎ラジオや携帯電話等の音量に注意し、周囲への迷惑になることはしないでください。</p>
<p style="text-align: center;"><b>避難所の室内は土足厳禁です。</b></p> <p>◎靴は各自で保管してください。 室内に入るときは、靴はビニール袋などに入れて持ち歩いてください。</p>	<p style="text-align: center;"><b>ごみは分別して、指定した箇所に出してください。</b></p> <p>◎掃除や、ごみをまとめたりするときは、ご協力をお願いします。年齢や性別に関係なく、利用者全員で役割分担をしていただきます。</p>
<p style="text-align: center;"><b>トイレはきれいに使いましょう。</b></p> <p>◎汚れることで多くの方に迷惑になるとともに、感染症の拡大などにつながります。</p> <p>◎また、トイレ掃除をはじめ、避難所の清掃は避難者のみなさんに当番で行っていただきます。きれいな使用を心がけましょう。</p>	<p style="text-align: center;"><b>喫煙・飲酒は禁止です。</b></p> <p>◎避難所の施設内は、校庭なども含めて禁煙です（電子タバコも禁止です）。</p> <p>◎同様に飲酒も禁止です。</p>

困ったときは避難所運営委員会（運営スタッフ）に声をかけてください。

- 体調が悪い
- 手助けをしてほしい
- 頼れる人がいなくて不安だ
- 性的な嫌がらせを受けた

★避難所から、すぐに警察を呼べる体制をとっています。トラブルなどがあればご相談ください。

### (3) その他のちらし

その他、必要に応じて次のチラシも用意しておきます。

- ・「避難者のみなさまへ（今後の避難所の運営について）」⇒[14ページ参照](#)

### (4) 物品の準備

- ・受付のレイアウト（⇒[13ページ](#)）や、避難者の受付手順、ペット同行者の受付手順（⇒「標準版」[35ページ](#)、[39ページ](#)）を確認し、必要となる物品を用意します。
- ・また、これらの保管場所を決め、必要数量を保管しておきます。

⇒物品のリスト様式…「標準版」[90ページ参照](#)

---

## 12 掲示物の用意

---

- ・あらかじめ各種の掲示物を印刷し、必要数量を保管しておきます。

\* 掲示物の様式集…「標準版」[101ページ参照](#)

※区ホームページのリンク先 QRコード準備中

\* 生活ルール表…[28ページ参照](#)

## 第2章 衛生管理

### 1 避難所で行うべき基本的な衛生管理

以下に掲げる事項は、これまで国や東京都から示された衛生管理・感染症対策のうち、共通する基本的な対策を抜粋したものです。

これらの事項は、避難所運営にあたっての基本事項として徹底を図る必要があります。

#### (1) 手洗い

- 避難所の出入口や各滞在スペースの出入口、トイレの近く等の複数の場所に手指消毒液を置きます。また、石けんを手洗い場等に置き、こまめな手洗い（食事前、トイレ使用後は絶対）を避難者に呼びかけましょう。
  - \* 参考資料にある手洗いの方法を示したポスターを掲示して、正しい手洗い方法がわかるようにする。
  - \* 手洗い用の水が確保できない場合、消毒用アルコールによる手洗いを指導します。
  - \* プールの水などはトイレの流し用水として使用できますが、手洗いなどには活用できないことを張り紙などで周知する。
  - \* 手を拭くタオルの共用はしない（共用のタオルは設置しない）。

#### (3) 土足の禁止

- 避難所内は土足禁止とし、靴を履き替えるよう注意の表示をしましょう。
- 外靴の靴底には、トイレや屋外で付着した汚物や吐物が残っているかもしれません。寝具が置かれた避難スペースまで土足で出入りすると、汚物や吐物が、多くの人が生活する場所へ運ばれてしまう可能性があります。例えば、ノロウイルスを含む汚物や吐物が乾燥して空気中に舞ったとすれば、口に入るウイルスが原因で集団感染が起こることが考えられます。
- これらを防ぐため、避難所の受付で、外靴を入れるビニール袋（レジ袋）を避難者に渡す方法があります。感染症の予防とともに、各自が外靴を袋に入れて管理することで、靴の紛失や盗難を防止できるメリットもあります。

[⇒ その他知っておきたい感染症の基礎知識 40ページ参照](#)

#### (4) 定期的な換気

- 避難所内の十分な換気に努めましょう。風の流れができるように、2方向の窓を開放し、30分に一回以上、数分間程度、窓を全開して換気します。
- 窓が一つしかない場合は、ドアを開けます。換気扇や扇風機を併用すると、換気効果が向上します。

#### (5) 運営スタッフの健康確認

- 運営スタッフは検温をするなど、毎日、自己チェックを行います。
- 運営スタッフで症状がある場合は、避難所運営組織に速やかに報告し、症状が改善するまで業務から離れるように配慮しましょう。

## (6) 避難者の健康確認

- ・ 掲示物等で感染症、食中毒の防止を周知します。
- ・ 感染症、口腔健康管理、エコノミークラス症候群などの予防のため、情報掲示や声かけを行います。

⇒避難所掲示物一覧 「標準版」 101 ページ参照

- ・ 体調を崩した避難者がいた場合は、避難所内に設置した救護スペースまたは近隣の避難所の医療救護所を案内します。
- ・ 感染症の疑いがある場合や、発熱や下痢など体調の変化が見られた際には、救護・衛生担当に連絡し、可能であれば個別に受入れる場所を確保します。
- ・ 体調の悪い人は、調理場に立ち入らないようにし、調理、盛り付け、配膳なども行わないこととします。
- ・ 体調不良者（感染者含む）は体調不良者用に設置されているトイレを使用してもらいます。
- ・ 避難生活が中長期に及ぶ場合、避難者に対し、定期的に検温等のモニタリングを実施します。

## (7) 食事・物資等の配布時の注意事項

- ・ 食事や物資等の配布は、避難者が取りに来る方法とする場合、混雑を防止するため配布場所を複数設ける、または配布するタイミングを部屋ごとに分散するなどの工夫をします。
- ・ なお、移動が困難な障害者や高齢者等もいるので、その場合には運営スタッフ等が直接配布します。
- ・ ただし、咳や発熱等の有症状者への食事の受け渡しは、直接行わず、専用スペース前などに置いて渡す方法とします。

## (8) 食品・食器の衛生管理

- ・ 食品は乾燥した冷暗所に、袋や箱に入れて保管しましょう（害虫、害獣から守る）。
- ・ ヒト用の食料とペットフードは分けて保管しましょう。
- ・ 床から 10cm 以上の高さに保管しましょう。
- ・ ペットボトルはその日のうちに飲み切るようにしましょう。
- ・ 食器洗い用の水が確保できない場合、最初は使い捨ての紙食器を使用、ラップをかぶせて使用するなど、食器の洗浄を省き衛生面を確保する工夫をしましょう。

## (9) ごみ集積所の設置と管理

- ・ 避難所で出たごみの収集は、発災の72時間以降から開始することを想定しています。しかしながら、道路の状況等によっては、長期間収集に向かうことができないことも考えられます。こうしたことも想定して、避難所内の公衆衛生を維持するためにごみ集積所の適切な管理に努める必要があります。
- ・ ごみ集積所の適切な管理のためには、設置場所がポイントになります。次のことに留意しましょう。
  - \* 収集車両が横に付けられる位置であること。
  - \* 調理場所など、衛生に注意を払わなければならない所から離れた場所に設置すること。
  - \* 直射日光が当たりにくく、なるべく屋根のある場所に設置すること。

\*学校が使用している廃棄物保管場所を利用するほか、ブルーシートや衝立、その他の利用可能な設備・機材を組み合わせるなどの工夫をしながら、分別された状態で保管をできるようにすること。

＜分別するごみ＞

- ・可燃ごみ（プラスチック製容器包装含む）
- ・資源（缶・びん・ペットボトル・段ボールに分別）
- ・不燃ごみ（陶器・金属など）
- ・汚物ごみ（携帯トイレ、使用済みおむつ、使用済み生理用品など）

※可燃ごみ及び汚物関連ごみを最優先で収集するため、適切な分別が必須となります。分別されずに集積されてしまうと収集頻度の低下につながり、その後の避難所の衛生管理に大きな支障が出る可能性があります。

## （10）ごみ処理

- ・居住スペースにごみ箱を用意します。集積所ですぐに分別できるように、居住スペースのごみ箱についても可燃ごみ・不燃ごみ・各資源と分けて設置します。

⇒避難所掲示物一覧 「標準版」101ページ参照

- ・携帯トイレなどの汚物ごみは居住スペースには保管せず、ごみ集積所でバケツなどの蓋付き容器で保管し、清潔に保ちましょう。
- ・ごみは居住スペースに溜め込まず、こまめに集積所に捨てましょう。
- ・ごみ処理を行うときは、マスク、眼の防護具（フェイスシールドを代用）、掃除用手袋、ガウン（ごみ袋での手作り、カップでの代用も可）を装着しましょう。
- ・ごみは分別や密封を行い、清潔に保ちましょう。なお、発熱者専用区域で発生したごみは、ごみ袋を2重にして中の空気をできる限り抜き、固く口を縛りましょう（一般のごみとして廃棄）。

## （11）定期的な清掃・消毒と避難者の協力

- ・避難所内の物品や施設内は、定期的に、また目に見える汚れがあるときに、消毒薬や家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整えます。特に、手すりやドアノブ、トイレなど共用部分は、毎日時間を決めて定期的に消毒しましょう。
- ・掃除、消毒のときは、マスク、眼の防護具（フェイスシールドを代用）、掃除用手袋（手首を覆えるもの。使い捨てゴム手袋も可）、エプロンを装着しましょう。
- ・ござやシートは、気候によりカビが発生する可能性があるため、定期的に清掃するなどして注意しましょう。
- ・発災からおおむね24時間が経過し、避難者と協力して生活スペースづくりを進める際や、避難所運営本部を立ち上げ、避難者自身による運営体制に移行していく際には、避難者にも協力をしてもらい、トイレや居住スペース、共有スペースの清掃・消毒の当番を割り振りましょう。避難者にも衛生管理を意識し協力してもらうことで、衛生的な環境が保たれることとなります。

## (12) トイレの清掃

- ・トイレが汚れてしまうと、感染症発生のおそれがあるばかりではなく、トイレへ行かなくていいように水分摂取を抑える人が出てきてエコノミッククラス症候群につながってしまいます。発災から3日間は利用者も多く想定されるため、午前1回、午後1回、夕方1回の計3回は最低限トイレを清掃するように努めましょう。このようにすることで衛生的なトイレの使用が継続でき、感染症発生防止に大きな効果があります。

⇒ [決めておくべきルールの例 27ページ参照](#)

### <トイレの消毒方法について>

#### 1) 塩素系漂白剤を使った消毒液の準備

\* 避難所に配備している塩素系漂白剤（例：ハイター）には次亜塩素酸ナトリウムが含まれています。次亜塩素酸ナトリウムは一般細菌やウイルスに対し広く殺菌・消毒・不活性化効果があります。

\* 塩素系漂白剤を薄めて、0.1%濃度の希釈液（消毒液）を作ります。ハイターの場合は、原液5ミリリットル（ペットボトルのキャップ1杯）に対し、500ミリリットルのペットボトル1本分の水で薄めるのが目安となります。

#### 2) 消毒方法

コップなどで液を回しかけるか布等にしみ込ませて拭きます。

\* トイレ1か所につき180ミリリットル（コップ1杯）程度使用します。

\* 1日1回を目安として消毒してください。トイレの使用程度により適宜追加してください。

#### 3) 注意事項

原液や高濃度の希釈液が皮膚につくと、炎症などの症状を起こすことがあります。直接、皮膚につかないように注意してください。取り扱う際には、薬品の注意事項に従ってください。

（参考）3%クレゾール石鹼液を使う場合（50v/v%溶液を使う場合）は、消毒薬のふた（約3ミリリットル）10杯をコップ5杯（約1リットル）の水に薄めます。また、逆性石鹼液を使用する場合は、0.1～0.2%の濃度で使用します。

## (13) 吐しゃ物の処理

- ① 吐しゃをした避難者の家族や、他のスタッフに応援を要請し、次のものを用意してもらいます。
  - バケツ □使い捨て手袋 □使い捨てエプロン □ビニール袋
  - 使い捨てマスク □使い捨てにしてもよい布・紙（新聞紙等）
  - 0.1%次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤を希釈したもの／上記（12）参照）
- ② 嘔吐した避難者を安静にし、周りにはいる避難者は部屋から出てもらいます（または離れてもらう）。
- ③ 換気をします。

- ④ 使い捨てマスク・エプロン・手袋をつけます。
- ⑤ 吐物を使い捨て布や使い捨ての紙で覆います。
- ⑥ 床に新聞紙などを並べて敷きます。
  - ・紙の上に避難者を移動させ、付着した嘔吐物を拭き取ってもらい、汚れた衣服を脱いでもらう。
  - ・拭き取った布等は二重にしたビニール袋に入れ、0.1%次亜塩素酸ナトリウム溶液を入れて浸み込ませる。
  - ・嘔吐した避難者が着用していた衣類は洗わず、二重にしたビニール袋に入れる。ビニール袋の中の空気は抜いて、口を固く縛ってもらう。
- ⑦ 嘔吐物を覆っていた紙等をできるだけ嘔吐物が残らないように取り除き、二重にしたビニール袋に捨てます。
  - ・嘔吐物をぬぐった使い捨て布や紙も、二重にしたビニール袋に入れ、0.1%次亜塩素酸ナトリウム溶液を入れて浸み込ませる。
- ⑧ 床・うがいをした洗面所を消毒します。
  - ・汚物が付着した床とその周囲を0.1%次亜塩素酸ナトリウム溶液を浸み込ませた白色の布や紙で10分間以上覆うか浸し、その後水拭きをする。
- ⑨ 手袋・エプロン・マスクと汚染物を廃棄します。
  - ・表面を包み込みながら裏返しにはずし、二重にしたビニール袋に入れる。ビニール袋の中に、0.1%次亜塩素酸ナトリウム溶液を浸み込ませ、可燃ごみに捨てる。
- ⑩ 処理終了後、手洗い・うがいをします。

---

## 2 避難所の衛生管理等の支援

---

区は、発災から72時間以降を目途に、区の専門職を中心とした班を編成し、避難所を巡回して衛生管理等の支援を行います。この巡回の際に、衛生管理に関して相談することもできます。

### (1) 避難所の飲料水・食品その他の衛生管理

区は、区職員による「衛生指導班」を編成し、避難所で消毒が適切に行われているかを確認するとともに、消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導します。

#### <確認・指導の概要>

- ・飲料水が塩素で消毒されているかの確認
- ・消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布
- ・消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導
- ・室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導
- ・トイレ・ごみ保管場所の適正管理、ハエや蚊の防除方法についての助言・指導
- ・炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保
- ・食中毒発生時の対応
- ・避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
- ・手洗いの励行
- ・残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
- ・乳幼児、高齢者などの食事の特性に応じた衛生指導 など

### (2) 避難者の健康相談等

区は、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる「医療衛生班」を編成し、避難所における健康相談、その他必要な保健活動を行います。

#### <確認・指導の内容>

- ・避難の長期化等必要に応じて、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師等による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講じます。
- ・プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じます。
- ・特に、要配慮者の心身双方の健康状態に配慮し、滞在スペースを整えるとともに、要配慮者の特性や個々の状態、ニーズを把握し、必要に応じ福祉避難所（高齢者）（障害者）への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行います。
- ・世田谷区介護サービスネットワークと連携し、避難所への提供可能な訪問サービスを把握し、訪問サービスの提供を要請します。
- ・避難所や車中泊等で長期にわたる不自由な避難生活により、心身の健康に様々な影響を及ぼす可能性があることから、健康障害の発生防止のための啓発を行います。

---

### 3 その他知っておきたい感染症の基礎知識

---

#### (1) 感染症とは

感染症とは、病原体が宿主の体内に侵入し、発育または、増殖することをいい、その結果何らかの臨床症状が現れた状態を「感染症」といいます。

感染症が発生するためには、その原因となる病原体、その病原体が宿主に伝播される感染経路、そして病原体の伝播をうけた宿主に感受性が存在することが必要となります。

#### (2) 感染経路

主な感染経路として、飛沫感染、空気感染、接触感染、経口感染があります。また、感染症の種類によっては複数の感染経路をとるものもあります。

##### ① 飛沫感染

- ・感染している人が咳やくしゃみをした際に、口から飛ぶ病原体が沢山含まれた小さな水滴（飛沫）を近くにいる人が吸い込むことで感染します。
- ・飛沫感染により感染する病原体として、A群溶蓮菌、百日咳菌、インフルエンザ菌、インフルエンザウイルス、アデノウイルス、風しんウイルス、ムンプスウイルス、マイコプラズマ、新型コロナウイルスなどがあります。

##### ② 空気感染

- ・感染している人が咳やくしゃみをした際に、口から飛び出した飛沫が乾燥し、その芯となっている病原体が感受性を保ったまま空気の流れによって拡散し、近くの人だけでなく、遠くにいる人もそれを吸い込んで感染します。
- ・空気感染により感染する病原体として、結核菌、麻しんウイルス、水痘・帯状疱疹しんウイルスなどがあります。

##### ③ 接触感染

- ・感染源である人に触れることで伝播がおこる直接接触感染（握手など）と、汚染された物を介して伝播がおこる間接触感染（ドアノブ、手すりなど）があります。
- ・接触感染により感染する病原体として、黄色ぶどう球菌、腸管出血性大腸菌、RSウイルス、エンテロウイルス、アデノウイルス、ロタウイルス、ノロウイルス、水痘・帯状疱疹ウイルスなどがあります。

##### ④ 経口感染

- ・食べた物、口に入った物から感染する病原体として、腸管出血性大腸菌やノロウイルス、ロタウイルスなどがあります。

#### (3) 感染症の発生が疑われる場合

すぐに地域本部拠点隊（まちづくりセンター）にご連絡ください\*。

その際には、症状や人数、いつごろから発生したかなど、わかる限りの状況をお知らせください。

※地域本部拠点隊（まちづくりセンター）→地域本部→災对本部（災対統括部等）へ状況を伝達し、医療衛生班等を派遣して感染者への対応や避難所内の感染拡大防止の処置などを行います。

## 第3章 医療との連携・応急手当て

### 1 初動医療体制

区は、世田谷区災害医療コーディネーターを中心とした医療救護本部の設置や区内医療関係団体による緊急医療救護班等の編成により、初動医療体制を確立しています。

#### (1) 医療救護本部（医療救護活動拠点）

- 区は、医療救護活動の統括・調整を行うために、区災害医療コーディネーター※を中心とした医療救護本部（医療救護活動拠点）を設置します。
- 医療救護本部（医療救護活動拠点）は、保健医療福祉総合プラザ（保健福祉医療の拠点「うめとぴあ」内）に設置します。

※区災害医療コーディネーター…医療救護活動を統括・調整するため、区に対して医学的助言を行う区が指定する医師です。

#### (2) 災害拠点病院等

災害拠点病院等として次の病院が指定されており、下表説明のとおり震災時の負傷者に対応するための体制を整えています。

指定区分	指定病院	説明
災害拠点病院	至誠会第二病院、関東中央病院、玉川病院	主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院で構成される）
災害拠点連携病院	国立成育医療研究センター、松沢病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害医療支援病院	青葉病院、奥沢病院、久我山病院、児玉経堂病院、駒沢病院、三軒茶屋第一病院、三軒茶屋病院、自衛隊中央病院、下北沢病院、昭和大学附属烏山病院、成城木下病院、成城リハケア病院、世田谷井上病院、世田谷記念病院、世田谷神経内科病院、世田谷中央病院、世田谷リハビリテーション病院、東京明日佳病院、三軒茶屋リハビリテーション病院、古畑病院、有隣病院、世田谷北部病院	専門治療、慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う病院

### (3) 緊急医療救護所等

- 緊急医療救護所等として次の救護所等を設置します。
- 区内医療関係団体により緊急医療救護班等を編成し、これらの医療救護所で救護活動にあたります。

#### ■ 緊急医療救護所

設置場所	説明
発災後、速やかに、災害拠点病院などの隣接地等に設置	トリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う。

#### ■ 医療救護所（避難所医療救護所）

設置場所	説明
おおむね超急性期（発災から6～72時間）までに <b>次の避難所内</b> に設置	<b>主にトリアージを行う。</b> 軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う。



#### 医療救護所（避難所医療救護所）一覧

医師会別	番号	医療救護班	学校（避難所）
世田谷区 医師会	1	第1班	池尻小学校
	2	第2班	桜小学校
	3	第3班	桜丘中学校
	4	第4班	池之上小学校仮校舎
	5	第5班	代田小学校
	6	第6班	松沢中学校
	7	第7-1班	駒沢小学校
	8	第7-2班	駒繫小学校
	9	第8班	代沢小学校
	10	第9-1班	芦花中学校
	11	第9-2班	烏山小学校
	12	第10-1班	祖師谷小学校
	13	第10-2班	希望丘小学校
	14	第11-1班	明正小学校
	15	第11-2班	砧南中学校
玉川医師 会	16	第1班	用賀中学校
	17	第2班	玉川中学校
	18	第3班	深沢小学校
	19	第2・4班	二子玉川小学校
	20	第5・6班	九品仏小学校

\* 区は、区内で震度5弱または5強の地震が発生した場合、被害状況から医療救護所の開設の可否を判断します。開設をする場合、区は、医師会、歯科医師会及び薬剤師会並びに柔道整復師会に緊急医療救護班等の派遣を要請します。

\* 区内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、区の派遣要請を待たず、医師会、歯科医師会及び薬剤師会並びに柔道整復師会は、緊急医療救護所の立ち上げに向けた活動を速やかに開始します。

## 2 応急手当

- 医療救護所設置校に設置する医療救護所（医師会等から派遣される医師等で運用）では、主に負傷者等のトリアージを行うとともに、軽症者に対する応急処置を行います。しかし、医療救護所が開設されるまでの間や、医療救護所未設置校の場合は、その場にいる方々により、それぞれができる範囲で応急手当を行う必要があります。

- 応急手当を行うにあたっては、避難者に呼びかけ、医療関係者がいる場合は協力を求めましょう。
- 重傷者など応急手当で対応できない場合は、病院への搬送を消防機関（119番）へ依頼します。\*

※119番がつかない場合は、地域本部拠点隊（まちづくりセンター）へ搬送を要請します。区は、地域本部拠点隊（まちづくりセンター）→地域本部→災対本部（災対統括部）を通じ、消防へ緊急搬送の要請を行います。

### <応急手当について> （参考：東京消防庁資料）

#### 1 応急手当の目的

- 応急手当の目的は、「救命」、「悪化防止」、「苦痛の軽減」です。
- 反応がない、呼吸停止、心臓停止、気道異物などの症状を認めた場合には、「救命」を目的とした手当が必要です。
- すぐには生命にかかわることはないにしても、けがや病気（例えば、ショック・頭痛・胸痛・腹痛・痙攣や傷・骨折・熱傷など）そのものが重症であった場合、その対処の仕方によっては、症状が悪化し、ついには生命にかかわることも十分考えられます。このような傷病者には、「悪化防止」、「苦痛の軽減」を目的とした手当が必要で

#### (2) 救命

応急手当の一番の目的は、生命を救うこと「救命」にあります。応急手当を行う際は、この救命である「救命措置」を目的とした手当を最優先します。

#### (3) 悪化防止

応急手当は、けがや病気を治すために行うのではなく、現状以上に悪化させないことが目的となります。傷病者の症状、訴えを十分把握した上で、必要な応急手当を行います。

※原則、薬は医師の指示により使用してください。発作の場合などに際して、事前に医師から指示を受けているときは、その指示に従って薬を使います（治療は、医師に任せます）。

#### (4) 苦痛の軽減

傷病者は、心身ともにダメージを受けています。できるだけ苦痛を与えない手当をこころがけるとともに、励ましの言葉をかけるようにします。

※応急手当は、傷病者の状態を確認しながら行い、苦痛を与えないよう注意します。

※傷病者の不安を取り除くよう、できるだけ静かな環境となるように配慮します。

▶ 倒れている人を見たら ～心肺蘇生の手順～

1. 肩をやさしくたたきながら大声で呼びかける



2. 反応がない場合、反応があるかどうか迷った場合又はわからなかった場合は、大声で応援を求め、119番通報とAED搬送を依頼する



3. 呼吸を確認する



4. 普段どおりの呼吸がない、判断に迷う又はわからない場合は、すぐに胸骨圧迫を30回行う



5. 訓練を積み技術と意思がある場合は、胸骨圧迫の後、人工呼吸を2回行う



- 人工呼吸の方法を訓練していない場合
- 人工呼吸用マウスピース等がない場合
- 血液や嘔吐物などにより感染危険がある場合

人工呼吸を行わず、胸骨圧迫続けます。

※ 人工呼吸用マウスピース等を使用しなくても感染危険は極めて低いといわれていますが、感染防止の観点から、人工呼吸用マウスピース等を使用したほうがより安全です。

胸骨圧迫30回と人工呼吸2回を繰り返して行います。

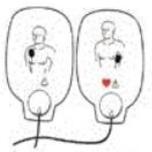
## 6. AEDが到着したら

まず、電源を入れる。



ふたを開けると自動的に電源が入る機種もあります。

## 7. 電極パッドを胸に貼る



電極パッドを貼る位置は電極パッドのイラストのとおりに貼ります。体が汗などで濡れていたら、タオル等で拭き取ってください。



※未就学児（おおよそ6歳まで）には未就学児用パッド（従来の小児用パッド）や未就学児用モード（従来の小児用モード）を使用します。未就学児用パッドが入っていない場合は小学生～大人用パッド（従来の成人用パッド）を使用してください。

## 8. 電気ショックの必要性は、AEDが判断する。

離れて下さい。



心電図解析中は、傷病者に触れてはいけません。

## 9. ショックボタンを押す

誰も傷病者に触れていないことを確認したら、点滅しているショックボタンを押します。

ショックボタン



以後は、AEDの音声メッセージに従います。

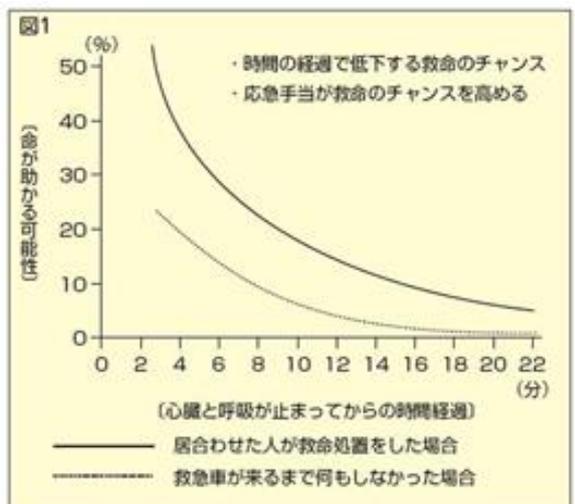


心肺蘇生とAEDの手順は、救急隊に引き継ぐか、何らかの応答や目的のあるしぐさ（例えば、撞がるなどの体動）が出現したり、音程通りの呼吸が出現するまで続けます。



<オートショックAED>  
このマークがついているAEDは、心電図解析後にAEDが電気ショックが必要と判断した場合、自動で電気ショックを行います。

救命の可能性と時間経過



Holmberg M et al. Effect of bystander cardiopulmonary resuscitation in out-of-hospital cardiac arrest patients in Sweden. Resuscitation 47:59-70, 2000. より、一部変更して引用

救命の可能性は時間とともに低下しますが、救急車が到着するまでの間、居合わせた人が応急手当を行うことにより、救命の可能性が高くなります。

心肺蘇生のまとめ

胸骨圧迫	位置	胸骨の下半分 (目安は胸の真ん中)
	方法	両手 小児：両手又は片手 乳児：指2本
	深さ	約5cm (小児・乳児は胸の約3分の1)
	テンポ	100回～120回/分
人工呼吸	量	胸の上がりが見える程度
	時間	約1秒
	回数	2回

胸骨圧迫と人工呼吸の組み合わせは30：2

応急手当の方法は、さまざまな研究や検証を重ね、原則5年に1度、より良い方法へ改正されています。新たな応急手当の方法は、それまでの方法を否定するものではありません。大切なことは、目の前に倒れている人を救うために「自分ができることを行う」ことです。緊急の事態に遭遇したときに適切な応急手当ができるように、日頃から応急手当を学び、身につけておきましょう。

\* 区内の各消防署、公益財団法人東京防災救急協会で救命講習を行っていますので、ぜひご利用ください。

- 世田谷消防署 警防課 救急係 電話03-3412-0119 (代表)
- 玉川消防署 警防課 救急係 電話番号03-3705-0119 (代表)
- 成城消防署 警防課 救急係 電話番号03-3416-0119 (代表)
- 公益財団法人 東京防災救急協会  
受付専用電話 03-5276-0995 (受付時間は平日午前9時00分～午後4時00分)

## 第4章 女性、子どもなどへの犯罪防止

### (1) 大災害時には、女性や子どもが被害に遭いやすい

避難生活が長く続くと、将来への不安やストレスなどから、トラブルが起こりやすくなります。傷害事件や貴重品の盗難のほか、わいせつ行為等の性的犯罪なども発生するおそれがあり、女性や子ども（男児を含む）の方が、成人男性に比べて被害に遭いやすいことが国際的に知られています。

### (2) 予防対策

#### ●一人で行動しない

#### ●一旦帰宅する際にも注意

#### ●交代で子どもを見守ろう

- ・暗がりや死角をなるべく避けて複数で行動しましょう。
- ・万が一、犯罪に遭いそうになったら、大声を出して周囲に助けを求めましょう！（不審者は大きな音や声が苦手です。）
- ・自宅に戻る場合も、家の中に不審者が潜んでいるかもしれないので、注意が必要です。
- ・また、子どもの遊ぶスペースを確保し、大人が交代で見守りましょう！

#### ●女性の目線や多様な視点から安全をチェックしましょう

#### ●避難所での作業は、男女共同で行おう

- ・プライベートスペースを確保することや、トイレ、物干し場等の配置を少し変えるだけでも犯罪等の起きにくい環境をつくることができます。女性の目線から意見を述べるなど、多様な視点から避難所の運営に積極的に参加しましょう。
- ・また、物資の配分や炊き出しなどの避難所での作業は、性別等により偏らないように協力して行いましょう。

#### ●犯罪の起きにくい環境をつくろう

#### ●レイアウトを工夫したり、備品を有効に使いましょう

- ・特に女性を対象に、トイレ・仮設風呂付近での性犯罪発生防止の工夫を行いましょう（一人でトイレに行かない、可能な限り夜間も照明をつける、啓発ポスターの貼り出し等）。
- ・防犯ブザーを貸出して、女性、子どもなどへの犯罪防止や避難所生活における緊急事態に対する周知のために活用しましょう。
- ・プライバシーを確保できる相談・打合せスペースを設け、安心して相談できる環境を作っておきましょう。
- ・主事室等に近い入口を1か所だけ施錠せず、出入りできるようにするなど、緊急時に逃げたり、警察がすぐに入れるルートを作っておきましょう。

### (3) それでも被害にあったら

- **直接もしくは避難所の相談員などを通じて警察に通報**

- **緊急事案は、その場で 110 番!**

- ・万が一被害に遭ってしまったら、更なる犯罪を生まないためにも、すぐに警察に通報し、被害を届け出ましょう。安全な場所で話をお聞きします。
- ・どうしても通報しにくい場合は、避難所の巡回相談員などを通じて通報してください。

### (4) DV・ストーカー被害者の方を守りましょう

- **DV・ストーカー被害者を守るために必要な配慮を徹底しましょう**

- **避難者カードの記載に注意しましょう。**

- ・避難者カードの管理不徹底などによって、DV・ストーカー被害者の居場所が漏洩することがないように注意しましょう。

[⇒ 避難者カードと個人情報の扱い 19 ページ参照](#)

＜DV・ストーカー被害者から相談があったら、次のことを勧めましょう＞

- ・避難者カードは、相手方の目に触れる可能性も考えて、記載には注意しましょう。記載する場合は、名簿に安否確認時の個人情報開示の同意、不同意について必ず記載しておきましょう。
- ・警察に居場所を伝えておきましょう。未相談の方は必ず警察に相談を。DV・ストーカー事案は急展開し、凶悪犯罪に至る可能性があります。まず警察に相談し、居場所を伝えて、その助言に従ってください。

## 第5章 要配慮者への対応

### 1 要配慮者とは

- 災害対策基本法において、要配慮者とは「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」（法第8条第2項第15号）と定義され、防災上必要な措置に関する事項の実施に努めなければならないとされています。この規定で示す「その他の特に配慮を要する者」として、内閣府の避難所運営ガイドラインでは、妊産婦や難病の方を挙げ、避難所での配慮を求めています。また、区の災害対策条例では、高齢者、障害者等と並び「外国人」を挙げ、災害発生時に特に配慮を要する者としてこれらに対する施策を推進するように努めなければならないとしています（条例第14条第1項）。
- さらに、スフィア基準（人道憲章と人道支援における最低基準）では、公平性に則った特別な配慮を要するとして、子ども、高齢者、ジェンダー、障がいのある人びと、HIVと共に生きる人びとおよび影響を受けた人びとと並び、性的マイノリティ（LGBTQI）の人びとを挙げ、「保健医療サービス、住居、教育、雇用、情報、人道支援施設を利用する際に障壁に直面する可能性がある。例えば、このような人びとは緊急時の避難所、食料配給など『典型的』な家族を想定した支援プログラムにおいて、たびたび差別にみまわれる。」ことを指摘しています。
- このように、避難所運営・被災者支援を考えるにあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、難病の方、外国人、性的マイノリティ（LGBTQI）の人びとについても、尊厳ある生活を営むことができる権利と支援を受ける権利を持つこと、そして、これらの人々は避難生活を送るうえで特に配慮を要することを理解し、適切な対応に努めていかななくてはなりません。

### 2 要配慮者への対応

#### （1）要配慮者用避難者カード【個人別】の記入の際の配慮

- 要配慮者用避難者カード(個人別)は、あらかじめ準備しておきます。
- 記録はできる限り受入・受付時に行います（世帯別の避難者カードのほかに記入する）。ただし、受入・受付の混雑状況や、要配慮者の心身の状況に応じて、受付時は簡易な確認にとどめ、後日詳細に記録を行うなど配慮をします。
- カードは整理、保管し、人数の把握に使用します。
- 生命にかかわる持病があるなどの申し出があった場合は、至急地域本部拠点隊（まちづくりセンター）へ報告します。

⇒避難者カードの記入 「標準版」 39ページ参照

#### （2）要配慮者への対応例

- ① 聴覚障害の方
  - 避難者に呼びかけ、手話ができ、避難者とのやり取りを手伝ってくれる人を募ります。

- 次の避難所は、「手話通訳者派遣該当避難所」となっています（11校）。

桜小学校	駒繫小学校	明正小学校	玉川中学校
代沢小学校	九品仏小学校	希望丘小学校	用賀中学校
駒沢小学校	烏山小学校	松沢中学校	

※これらの避難所は、災害時医療救護所としても指定されています。

- \* 「手話通訳者派遣該当避難所」である場合  
聴覚障害者から手話通訳者の派遣を求められた場合は、地域本部拠点隊（まちづくりセンター）へ手話通訳者派遣の要請を行います。
- \* 「手話通訳者派遣該当避難所」以外の避難所である場合  
避難者から手話通訳についてお尋ねがあった場合は、手話通訳者派遣該当避難所をご案内します。

## ② 要介護者

- 避難者に呼びかけて介護ボランティアを募り、避難者が協力して支援を行うようにします。
- 避難所での生活が困難な場合、地域本部拠点隊（まちづくりセンター）へ福祉避難所への移送の要請を行います。

## ③ 外国人

- 避難者に呼びかけ、外国語を理解でき、避難者とのやり取りを手伝ってくれる人を募ります。
- 避難者が理解できる外国語や、やさしい日本語など、外国人にとってもわかりやすい言葉を使いながら情報提供を行います。また、絵や写真の掲示、ピクトグラム、コミュニケーション支援ボードを活用するなど、多様な手段で情報提供を行います。
- 必要に応じて、地域本部拠点隊（まちづくりセンター）へ通訳の要請を行います。

## ⑤ 女性・子ども

- 女性・妊産婦等が避難生活をする際に備えるべきことをあらかじめ確認しておきます。
- 次のスペースの設置をあらかじめ避難所のレイアウトで計画しておきます（夜間でも安心して使用できる場所とするなどの配慮をします）。
  - \* 女性用更衣室
  - \* 授乳室
  - \* 母子（妊婦・乳児）の避難スペース
  - \* キッズスペース（子どもの遊び場）

## ⑥ 性的マイノリティの方

- 女性と男性を問わない空間を設けるとともに、性別を問わないトイレを設定するなどの配慮を行います。
- 当事者や支援者が安心して集まれる場所や部屋を確保します。

- 同性カップルについても異性カップルや他の家族世帯と公平に支援を提供することを支援者間で確認をしておきます。

⑥ 補助犬

- 補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬など、身体に障害がある人の生活を助ける犬）を同行する飼主のため、補助犬と一緒にいられる場所を確保します。

※ 要配慮者の必要とする支援事例について ⇒次ページ参照



### 3 要配慮者の必要とする支援事例

#### ●高齢者

##### 【困っていること】

- ・ 和式トイレ、トイレが離れている
- ・ 階段や段差、転倒の危険、素早い行動
- ・ 床での寝起きや座ること
- ・ 薬、病気のこと

##### 【必要とする支援】

- ・ 洋式トイレ、ベッドやイス、手すり、杖
- ・ 薬、医者
- ・ 介助者や支援者、話し相手

#### ●視覚障害のある方

##### 【困っていること】

- ・ 情報の不足、情報発信が困難
- ・ 階段や段差、トイレ等の移動
- ・ 周囲の状況把握が困難、周囲からの理解不足

##### 【必要とする支援】

- ・ 点字や音声による情報伝達や状況説明
- ・ 盲導犬の同伴
- ・ 介助者や支援者

#### ●聴覚障害のある方

##### 【困っていること】

- ・ 音声による聞き取りができないため情報の不足、また情報発信が困難
- ・ 補聴器を使用しているも、混雑の中では聞き取りが困難

##### 【必要とする支援】

- ・ 筆談用の筆記用具、補聴器
- ・ 手話、文字、絵図を活用
- ・ 介助者、支援者
- ・ 落ち着いた環境

#### ●知的障害のある方

##### 【困っていること】

- ・ 自分自身の状況を伝えられない
- ・ 周囲の状況判断や理解が困難

##### 【必要とする支援】

- ・ 落ち着いた環境、家族と同室の部屋
- ・ 薬、医者
- ・ 支援者や話し相手

#### ●発達障害のある方

##### 【困っていること】

- ・ 周囲とのコミュニケーションや環境適応が困難
- ・ 置かれている状況への不安や混乱

##### 【必要とする支援】

- ・ 落ち着いた環境、家族と同室の部屋
- ・ 薬、医者
- ・ 介助者や支援者、話し相手

#### ●介護や看護を必要とする方

##### 【困っていること】

- ・ 食事、排せつ、着替え等の日常生活全般において介助が必要
- ・ 自力での移動が困難

##### 【必要とする支援】

- ・ 落ち着いた環境、家族と同室の部屋
- ・ 衛生面に配慮
- ・ 薬、医者
- ・ 介助者や付き添い、話し相手

### ●妊産婦や乳幼児

#### 【困っていること】

- ・ 妊産婦は体を伸ばして休む場所がない
- ・ 授乳、おむつ替え、泣き声等周囲へ気を遣う
- ・ ミルク用のお湯、栄養のある食事が必要

#### 【必要とする支援】

- ・ 心身の安静、体を休める場所
- ・ 授乳やおむつ替えの場所
- ・ 乳幼児が遊んだりできる場所
- ・ 乳幼児用の粉ミルク、離乳食の提供
- ・ 哺乳瓶やお湯が使える衛生環境

### ●肢体不自由な方

#### 【困っていること】

- ・ 階段や段差、転倒の危険、素早い行動
- ・ 床での寝起きや座ること
- ・ 和式トイレ、トイレが離れている
- ・ 集団での行動が困難

#### 【必要とする支援】

- ・ 車いすが入れるスペース
- ・ 介助者や支援者
- ・ 低層階への居住スペースの提供
- ・ 洋式トイレ、ベッドやイス、手すり、杖

### ●認知症の方

#### 【困っていること】

- ・ 置かれている状況への不安や混乱
- ・ 感情の起伏、記憶の欠落、徘徊
- ・ 自分の状況を伝える、判断する、行動することが困難

#### 【必要とする支援】

- ・ 落ち着いた環境、家族と同室の部屋
- ・ 薬、医者
- ・ 介助者や支援者、話し相手

### ●慢性疾患のある方

#### 【困っていること】

- ・ 病気のことが理解されない、また偏見を持たれることもある
- ・ 補助器具や薬の投与、通院治療（透析他）
- ・ 清潔な治療スペース、衛生環境

#### 【必要とする支援】

- ・ 落ち着いた環境
- ・ 衛生面に配慮
- ・ 医療機関との連携、薬、医者
- ・ 疾患に配慮した食事

### ●精神疾患のある方

#### 【困っていること】

- ・ 置かれている状況への不安や混乱
- ・ 周囲の状況判断や理解が困難
- ・ 周囲の方の理解不足

#### 【必要とする支援】

- ・ 落ち着いた環境、家族と同室の部屋
- ・ 薬、医者
- ・ 支援者や話し相手

### ●外国人の方

#### 【困っていること】

- ・ 日本語での情報収集や伝達が不十分、できない場合もある
- ・ 災害用語が理解できない
- ・ 生活習慣や食事、宗教

#### 【必要とする支援】

- ・ 理解可能な外国語ややさしい日本語等のわかりやすい言葉、絵などによる情報提供
- ・ 生活習慣に配慮した物資の提供

### ●アレルギーのある方

#### 【困っていること】

- ・ 周囲の理解が得られにくい
- ・ 食品表示が確認できない

#### 【必要とする支援】

- ・ 食物アレルギー除去食
- ・ わかりやすい表示
- ・ わかりやすい食器の使用

### ●性的マイノリティの方

#### 【困っていること】

- ・ 周囲からの理解不足や偏見
- ・ 同性カップルも家族扱いされるか不安
- ・ トランスジェンダーには男女別のトイレは使いづらい方もいる

#### 【必要とする支援】

- ・ 当人の意向に沿った家族としての扱い
- ・ 性別不問のトイレ、個別の配慮など



## 4 避難行動要支援者について

### (1) 避難行動要支援者とは

- 避難行動要支援者は、「要配慮者」のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方です（災害対策基本法第 49 条の 10 第 1 項）。
- 避難行動要支援者は、避難所での配慮だけでなく、いざという時に円滑に避難できるよう、日常から地域の支援を整えておく必要があります。

### (2) 対象者名簿

- 区は、区内の避難行動要支援者の避難支援等を円滑に行うため、「対象者名簿」を作成しています。

#### <対象者名簿に登録する対象者の要件>

- ① 要介護 4 又は 5 に該当する者
- ② ひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみ世帯で要介護 3 に該当する者（近隣に常時その者の様子を知り得る親族がいる者を除く）
- ③ 身体障害者手帳 1 級で次の種別に該当する者 視覚、四肢、体幹、半身、両下肢、片下肢、移動、聴覚 ※聴覚障害は 2 級までを対象とする。
- ④ 愛の手帳 1 度又は 2 度の者
- ⑤ 精神障害や難病の者等のうち区長が特に必要と認めた者

※上記範囲の該当者のうち施設入所者については、当該施設の職員等の対応とし、対象者名簿に登載する対象者から除外する。

※協定を締結した町会・自治会の申し出により、上記範囲以外にも対象を拡大するとした場合は、対象者名簿の登載者に含めることができる。

※精神障害や難病、医療的ケアが日常的に必要な者等は、手帳の等級や疾病、症状等で一律に判断することが難しいため、名簿登載を希望する場合は自ら申し出ることとし、区はその者の状況等を勘案して判断する。

- 対象者名簿には、氏名・住所などのほか、避難支援等を必要とする事由（要介護・身体障害・知的障害等）を記載しています。
- 対象者名簿は、災害発生時に安否確認や避難誘導、避難所での支援等を的確に行うため、区の関係所管に配備するとともに、消防署及び警察署に提供しています。

### (3) 同意者名簿の作成（避難行動要支援者支援事業）

大きな災害が発生した時は、行政や警察・消防等の態勢が整うまでの初動期の行動が重要です。自ら避難することが困難な避難行動要支援者は、地域の中での助けあいが必要となります。そこで区では、町会・自治会等との協定を結んだ地域において、避難行動要支援者本人の同意を得た上で「同意者名簿」を作成し、これを町会・自治会及び該当地区の民生委員・児童委員に提供する取組みを進めています。

#### (4) 個別避難計画の作成

令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が努力義務化されました。区は優先度の高い方から、本人の同意を得た上で個別避難計画を作成しています。作成した計画は、本人から同意を得た上で、平常時から支援者（安否確認や避難支援等に携わる関係者）に提供することとしています。

〈参考〉 個別避難計画に記載される事項

- ・避難先
- ・本人連絡先
- ・緊急連絡先
- ・避難支援等実施者、連絡先等
- など

---

## 5 その他知っておきたいこと（参考）

---

### ● 多様な文化・習慣への対応

私たちの日常生活では、宗教上もしくは思想・信条上（ヴィーガン・ベジタリアンなど）の規制に接する機会が非常に少ないのが現状です。そのため、理解不足から、普段接することの少ない文化・習慣を持つ方と、食べ物や生活習慣をめぐるトラブルを生じる恐れもあります。こうしたことを防ぐために、次のような配慮を心がける必要があります。

#### ① 食文化・食習慣への配慮

- ・日本語の読めない外国人などから、料理や食べ物について、宗教上あるいは思想・信条上の理由で食べられないもの、食べることを好まないものが原材料・成分として含まれていないか尋ねられることがあります。  
こうした場合は、原材料や成分などを確認し、正確に伝えることが大切です。
- ・万一、あとで食べられないものを口にしてしまったことが分かった場合、トラブルにつながります。もし、食材の原材料や成分がよくわからない場合や、正確に伝えられない場合は、「食べられないものが含まれている可能性がある」ことをはっきり伝え、誤解のないようにすることが大切です。
- ・また、中には、調理する厨房や調理器具が宗教の教義に則ったものであるか、食材に宗教上の適切な処理がされているかを気にする人もいます。どのように加工・調理されたものかわからない場合は、「わからない」ことをはっきり伝え、誤解のないようにすることが大切です。

#### ② 習慣への配慮

- ・宗教によっては礼拝する場所を必要とする場合があります、こうした方々への配慮として、空港や主要駅、学校、職場等で礼拝室を設置するケースが増えています。もし、礼拝のための場所の提供を求められた場合は、可能な範囲で、目隠しを行う、周囲の避難者に理解を求めるなどの対応が考えられます。

#### ③ こんな場合は

- ・その他、宗教上もしくは思想・信条上の理由から配慮等の要望があった場合、要望の内容を正確に理解するように努め、そのうえで、対応できないことは、はっきりと「できない」と伝えることが大切です。
- ・よく分からない、これまで扱ったことがないという理由で、外国人や多様な文化・

習慣を持つ避難者の受け入れを拒絶してはいけません。

＜避難所では＞

- もしも避難所では対応できない要望等があった場合は、以上のことを参考にするとともに、困ったときは地域本部拠点隊（まちづくりセンター）へ連絡をしてください\*。

※要望の内容に応じて、地域本部拠点隊（まちづくりセンター）→地域本部→災対本部（災対統括部等）へ要望事項を伝達し、追加の支援物資を手配するなど可能な範囲で対応を行います。

## 第6章 ペット同行者への対応

---

### 1 ペットの受け入れについて

---

#### (1) ペットの受け入れの考え方

- 東京都の方針を受けて、避難所では、原則犬・猫等の小動物（避難者に危険を及ぼさない動物等）の同行避難者の受け入れをします。
- 原則として、同行避難にあたっては、食料やケージ、鎖、キャリー等を持参してもらいます。ケージ、鎖、キャリーなど、飼育場所で飼育するために必要となるものを持参していない場合は、他のペット同行避難者に協力をしてもらい確保するなど、自分で用意をしていただいたうえで、受け入れをします。
- 避難所でのペットの飼育・管理は、飼主の責任による自主管理を原則とします。また、避難者の滞在スペースとペットの飼育場所を完全に分離し、ペットはケージ内・繋ぎとめにより飼育します（このことについて、受け入れ時に飼い主から承諾をしてもらいます）。
- ペットの食料の調達は、飼主に行ってもらいます。

#### (2) 滞在スペース（飼育場所）の確保

- 滞在スペース（飼育場所）は、鳴き声等が届かないよう極力、避難生活を送る場所から離れた場所にします。

※避難所の環境によっては、受け入れられるペットの大きさや種類などをやむなく制限しなければならない場合があります。飼育場所とともに、受け入れられる動物の種類等を考えておき、必要に応じてあらかじめ地域の住民への周知を行います。

- ペット用トイレの場所を指定しておき、そこを使用してもらいます。
- 校庭に飼育場所を設置する場合は、鉄棒や鉄柱のある場所を選び、支柱に繋ぎ止める。ブルーシート等を使用して雨よけを作ります。
- 避難所で用意した飼育場所の環境がペットに合わない場合や、ケージ内・繋ぎとめによる飼育が困難である場合は、避難所ではペットに合わせての特別な環境は用意できないことを説明し、ペットは自宅等に置き、避難所に連れて来ないようにしてもらいます。

## 2 避難所ペット登録カードへの記入

- 受け入れにあたっては、避難所ペット登録カードに必要事項を記載してもらいます。この記入のため、一般の受付と同様に、ペットの受付場所・ペット登録カードの記載台を用意します。
- 畜犬登録、マイクロチップ登録等を行っているペットは、番号がわかる場合は、カードに記録してもらいます。

		避難所ペット登録カード (飼い主同行動物用)		[記入例]	
せ た	← インデックス (飼主の苗字の最初の2文字 (ひらがな、ローマ字))	入所	年	月	日
		退所	年	月	日
必須項目	飼い主	氏名	No. ㄉㄉㄉㄉ ㄱㄱㄱㄱ ㄱㄱㄱ		
		住所	世田谷区△△△ ○-□-◇		
	ペット	名前	ミケ	性別	オス
		種類	猫 (雑種)		
特記事項	毛色は三色、首輪は青、3歳 ケージ大きさ : 50×70cm、高さ 100cm				
(犬) 鑑札		有・無	(____年度____番)		
(犬) 注射済票		有・無	(____年度____番)		
マイクロチップ		<input checked="" type="radio"/> 有	無	(No は不明 _____)	

## 3 飼い主グループの設置

- 飼い主に集まってもらい、飼い主によるグループを作り、避難所運営本部とのペットに関する要望・相談の窓口となる代表者を決めてもらいます。
- 避難所内での飼育ルールを掲示するなど周知を図るとともに、飼い主グループ内でもルールの徹底を図ってもらいます。
- グループの中で当番を決め、飼育場所や周辺の清掃を定期的に行うなど、ペットの飼育は、グループで共同して行ってもらいます。

## 4 被災動物ボランティアについて

- 避難所に「被災動物ボランティア」が到着した場合、被災動物の受け入れ状況や、飼い主グループの状況など、その活動に必要な情報の提供を行います。
- 必要に応じて登録カードに記載された情報についても共有します（この場合、個人情報扱いに注意してください）。

### <被災動物ボランティアとは>

- 被災動物ボランティアとは、区が平成28年度から募集しているボランティアです。
- 災害時活動ボランティア、情報管理ボランティア、施設提供ボランティアの3種類があります。
  - ① 災害時活動ボランティアは、避難所運営委員の指示に従って、飼い主グループと協力し、避難所等における被災動物のためのスペースの管理、被災動物の世話等の支援を行う。但し、原則ペットは飼主が責任を持って飼育する。
  - ② 情報管理ボランティアは、被災動物の受入状況等に関する情報の管理を行う。
  - ③ 施設提供ボランティアは、被災動物を一時保護するための施設の提供を行う。
- 被災動物ボランティアは、活動を行うときは、常に被災動物ボランティア登録カードを携帯しています。
- 情報管理ボランティアや施設提供ボランティアに対しては、それぞれの活動にあたり必要となる情報や避難所の状況等を伝えます。



# 第7章 避難所における在宅避難者の支援

## 1 在宅避難の促しのための支援

避難所の密集回避のために、避難所では、在宅避難の協力の呼びかけと同時に、可能な範囲で次のような支援を行います。

- ① 避難所に避難している避難者に対し、在宅避難を促すために、自宅に戻ってから当面必要となるスマートフォンの充電を提供することが有効です（各避難所に配備する発電機等\*を活用します）。

※令和5年度に各避難所へスマートフォン等の充電用の発電機等を追加配備しま（カセットガス式発電機、ポータブル蓄電池、ソーラー充電器を複数台追加配備）

※協定事業者からのEV自動車の派遣なども可能です。状況に応じて、地域本部拠点隊（まちづくりセンター）へ派遣要請を行ってください。

- ② その他、避難所は、区内にある充電スポット\*や応急給水所を紹介するなどの情報提供を行います（区は平時から充電スポットや応急給水所の周知に努めるとともに、発災時においても改めて周知を行います。あわせて避難所においても避難者への周知を行うことで、在宅避難への協力を促します）。

※充電スポット（令和5年度新設）

- ・区は、地震の発生から3日目以内を目途に、地区会館・区民集会所の一部に充電スポットを設置します（22か所※令和5年9月時点）。
- ・充電スポットでは発電機を使い、在宅で人工呼吸器を使用している家庭の機器のバッテリーの充電や、スマートフォンの充電を提供します。

### ～ 調整中 ～

充電スポットの運用は、令和5年9月の本マニュアルの改定時点では調整中です。早期にお知らせできるよう調整を進め、確定次第、避難所運営委員会にお知らせいたします。

## 2 在宅避難者の支援拠点としての活動

### （1）充電を求める人が来た場合

- ・避難所にスマートフォンの充電を求める在宅避難者が来た場合、可能な範囲で発電機等により充電を提供します。なお、充電を提供する場合は、避難者カードに記入してもらいます。
- ・ただし、避難所の混雑状況や、燃料の備蓄状況により、避難所での対応が困難な場合は、近くの充電スポットに案内します。

※停電が長引いた場合、在宅で人工呼吸器を使用している方などから、人工呼吸器

等の機器の充電の相談が来る場合があると想定されます。その場合は、避難所でも優先的に充電を提供するようにしてください。

## (2) 支援物資の配給

### ① 食品・日用品の配給

- 避難所は、食品・日用品の配給の実施場所となります。避難所に追加の食品・日用品が搬送され次第、配給を開始します（発災からおおむね3日目以降の開始と見込まれます）。
- 配給の対象は、避難所に受入れた被災者及び在宅避難者とし、住家に被害を受けて炊事のできない者及び帰宅困難者についても配布するよう努めます。

⇒物資の配給 「標準版」67, 68ページ参照

### ② 体制

日赤奉仕団、ボランティア、民間団体の協力を得て実施します。

### ③ 注意事項

- 要配慮者等から優先して実施できるよう配分方法をあらかじめ打ち合わせておきましょう。
- 食品の配布にあたっては、アレルギーのある方が誤って食べられないものを受け取らないように注意を促すなど配慮をします。

※飲料水については災害時給水ステーション（給水拠点）で行います。

## (3) 在宅避難者の相談支援

- 在宅避難をされている方の中には、寝たきりの家族を抱えている等の理由により、避難所に避難することができず、在宅避難生活を余儀なくされるケースも少なくないと考えられます。こうした家庭が支援を求め、避難所に相談に来る場合があると想定されます。
- こうした相談は、必要な支援につなぐための大切な機会となります。相談内容を聞き取り、避難者カードの記入と相談事項をメモのうえ、地域本部拠点隊（まちづくりセンター）へその情報をお伝えください。

※支援を必要とする方の情報は、地域本部拠点隊（まちづくりセンター）→地域本部→災対本部（災対統括部）へ伝達し、区の担当部署がその方に必要な支援を行うよう手配します。

## 第8章 関係団体との連携・協力

### 1 災害ボランティアによる避難所の運営支援

地域の自主防災組織や、事業者などによるボランティア活動のほか、以下のとおり、災害ボランティアの活動があります。

#### (1) せたがや災害ボランティアセンター

- せたがや災害ボランティアセンターは、社会福祉法人世田谷ボランティア協会の中に組織されている、災害ボランティア活動に関する幅広い取り組みを目的とする機関です。平時には常設組織として、大規模災害に備えた活動をしています。

(研究) ボランティア受入れ体制の検討、災害・防災に関する課題の検討

(養成) ボランティアコーディネーターの養成、講演活動、訓練の支援

(啓発) 防災・災害ボランティア活動の啓発、

(実践) 世田谷区外の被災地支援、全国ボランティア団体との連携・協力

- せたがや災害ボランティアセンターは、区内で大災害が発生した場合、区（災害対策本部）と連携を取りながら、直ちに「災害ボランティア本部」を立ち上げます。そして区内5ヶ所の大学内にボランティアのマッチングセンターを開設し、災害発生から4日目をめどに「マッチングセンター」でボランティアの受入れを開始します。さらに区内の避難所ごとにマッチングセンターの「サテライト」を開設します。サテライトでは避難所・地域の被災者からのニーズ（要望）を集め、マッチングセンターから振り分けられたボランティアと活動をマッチングします。

#### (2) 災害ボランティアの活動

##### ① サテライト

- 避難所と同じ学校の敷地内に設置されるボランティア窓口です。避難所運営に関し、ボランティアの支援を求める場合は、避難所のボランティア担当者からサテライトに「災害ボランティア依頼カード」を提出し、ボランティアへの協力依頼を行います。
- サテライトでは、在宅避難者のボランティアへの依頼も受け付けます。
- 学校敷地内のどこにサテライトを設置するか決まっていないなど、サテライトの設置にあたり不明なことがある場合は、事前にボランティア協会と相談して決めておきましょう。

##### ② ボランティアコーディネーター

マッチングセンターやサテライトの運営役として、せたがや災害ボランティアセンターから派遣され、ボランティアの受入れや活動先の調整などをとりまとめます。

③ ボランティア担当者（避難所運営本部）

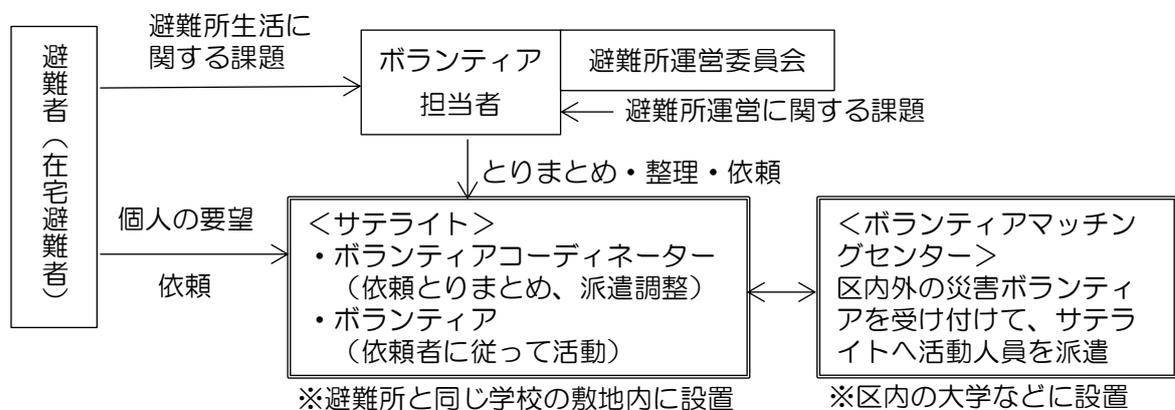
避難所の運営に関する課題（炊き出し、支援物資の仕分けなど）について、サテライトのコーディネーターと随時に連絡調整します。ボランティア依頼カードの配布、回収を行い、サテライトに依頼カードを引き継ぎます。

⇒ 災害ボランティア依頼カード …「標準版」95ページ参照

④ 主な依頼内容など

- ・炊き出し
- ・支援物資の仕分け
- ・防犯パトロール
- ・避難所の片付け
- ・避難者の誘導、避難所での手続き等の支援
- ・要配慮者のケア など

(3) 災害ボランティアの依頼の流れ



<ボランティア関係 連絡先一覧>

連絡先	電話	FAX
せたがや災害ボランティアセンター（本部）	03-5712-5101	03-3410-3811

※避難所からサテライトへ支援を依頼するほか、支援ニーズの内容や行政の活動状況に応じて、区からボランティア協会へ避難所支援にあたるボランティアの派遣を要請する場合があります。

(4) ボランティア協会との事前相談

ボランティア協会（せたがや災害ボランティアセンター）に直接ご連絡ください。実際に災害が起きた時、どのような協力依頼ができるかなど、相談が可能です。

※ サテライト設置のイメージ（タイムライン）

- 発災初日：災害ボランティア本部立上げ
- 2～3日目：受け入れ準備
- 4日目以降：マッチングセンター開設→ボランティアの受入れ開始→各避難所敷地内にサテライトを開設→被災者とボランティアをマッチング

## 2 NPO団体による被災生活者支援

区は、せたがや防災NPOアクションに「災害時におけるNPO団体との連携構築促進事業」を委託し、災害時に区内NPO団体が連携して支援活動が行えるよう、平時より顔の見える関係の構築とネットワーク化を図るとともに、災害時に全国から集まる区外NPO団体を円滑に受け入れるための体制を構築に取り組んでいます。

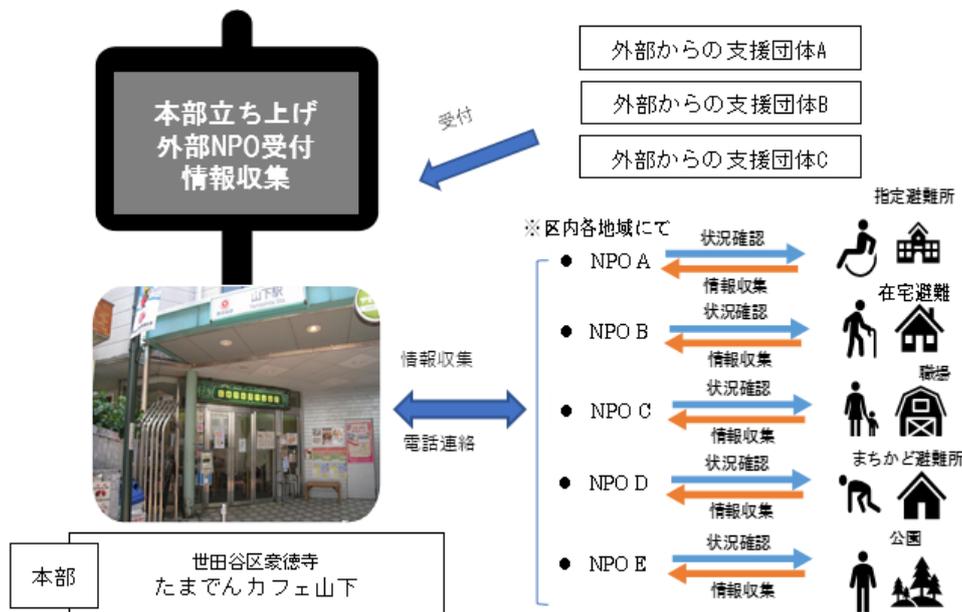
### (1) せたがや防災NPOアクション

- せたがや防災NPOアクションは、区内でさまざまな活動を行っているNPO等が日頃から顔の見える関係をつくり、発災時にもすみやかに連携できよう2014年（平成26年）に発足しました。
- せたがや防災NPOアクションは、発災時の被災者支援のほか、防災塾の講師をはじめとする各地区での講演やワークショップなどの活動を積極的に行っています。

### (2) 発災時のせたがや防災NPOアクションの役割

被災情報収集と外部NPOの受付

- 発災から3日後を目途に、せたがや防災NPOアクションの本部を立ち上げ、参集可能なメンバーが参集します。区と連携しながら、メンバーへ連絡して区内の被災情報を収集すると同時に、外部からの支援団体の受け入れ窓口となります。



- 区内各地域で集めた情報を一元化して整理し、支援するNPOが一堂に会しNPO情報連絡会議を開催します。NPO情報連絡会議で共有した情報をもとに、分野ごとに分かれて各地域へ支援に入ります。



### (3) NPO団体による支援について

せたがや防災NPOアクションは、避難生活のニーズ情報に基づき、被災者支援、在宅避難生活支援に入る団体の調整などを行います。

「どんなことに困っている人が」「何人くらい」「いつまでどれだけ増え、減りそうなのか」という避難生活者全般のニーズ情報をサテライトを窓口として、せたがや防災NPOアクションに連絡することで、区内、区外の団体による支援とおつなぎいたします。

#### <主な相談内容の例>

下記のような、被災生活全般にわたる困りごとの窓口となる避難所運営委員会の方々の相談先の一つとしてご利用ください。

- ・独居、高齢者世帯、妊産婦、乳幼児、障害者、要介護者、持病のある方、外国人といった要配慮者の困りごと、被災により顕在化した生活に対する困りごとの相談
- ・室内の片づけ、被災により壊れてしまった生活必需品や日用品の修理相談
- ・自宅周辺の生活道路、私有地の片づけ（啓開作業）、屋根瓦被害の応急修理、倒壊家屋内からの貴重品救出など、マンパワー系、重機・動力機材などを使用する技術支援系に関する相談
- ・生活再建に向けた公的支援プログラム情報や、罹災証明などの各種手続き、法律や条令に関する相談
- ・被災により生活の維持確保に欠かせない用品入手の相談（食物アレルギー食、精神疾患者の薬、補装具や介護器具の不具合など）
- ・避難所内での生活環境改善、プライバシー保護、性犯罪防止、地域の治安維持に関する相談
- ・ジェンダーギャップやLGBTQへの理解、また、被災による生きづらさを抱えている方々の相談
- ・在宅避難生活を送るうえでの、家屋の修復、修繕、公的支援策の活用など、住まいに関する相談
- ・ペット、飼い主の被災生活に関する相談

〈せたがや防災NPOアクション 連絡先〉

連絡先	電話	FAX
せたがや防災NPOアクション	03-5426-3737	03-5426-3738

※なお、避難所から直接せたがや防災NPOアクションに支援を依頼するほか、支援ニーズの内容や行政の活動状況に応じて、区からせたがや防災NPOアクションへ被災者支援にあたるよう要請する場合があります。

**(4) せたがや防災NPOアクションとの事前相談**

せたがや防災NPOアクションに直接ご連絡ください。実際に災害が起きた時、どのような支援依頼ができるのかなど、相談が可能ですので、お気軽にお声かけください。

〈災害ボランティアによる避難所支援のイメージ〉

団体	支援の内容
せたがや災害ボランティアセンター (世田谷ボランティア協会)	区内外から一般ボランティアを集めて、避難所ニーズ・在宅避難者ニーズ・地域ニーズに対応します。
せたがや防災NPOアクション	区内外のNPOを集めて、そのNPOの技術的・専門的ニーズに対応します。

### 3 せたがや女性防災コーディネーターによる避難所の運営支援

区では、せたがや女性防災コーディネーターを養成し、「多様性に配慮した女性の視点」からの防災対策の推進に向けて取り組んでいます。

**(1) 「多様性に配慮した女性の視点」の推進の目的**

災害時における避難所での生活は、どのような方であっても過酷なものになります。特に、高齢者や障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティなど、配慮が必要な方々にとっては、さらに過酷な生活になることが予想されます。また、東日本大震災をはじめとする過去の被災事例によると、女性は男性に比べ、様々な場面で、より苦勞されていたことがわかります。

実際に災害が発生し、皆が混乱した状況下では、そういった方々への配慮まで気が回らなくなってしまうこともあることから、日頃から多様な特性を持つ方々に配慮した対策を進めておき、発災時に私たち一人ひとりが多様な方々に配慮ある対応ができるよう備えておくことが重要となります。

こうした状況を踏まえ、区では、「多様性に配慮した女性の視点」からの防災対策を推進していきます。

**(2) せたがや女性防災コーディネーター**

せたがや女性防災コーディネーターは、約1年間に渡る「せたがや女性防災コー

ディネーター養成講座」を修了し、町会・自治会や商店街、青少年委員などの区内での地域活動に積極的に取り組んでいる女性たちです。

地域啓発研修の講師や、フォローアップ研修によりさらなる防災知識の習得やコミュニケーションスキルの向上に取り組んでいます。

### (3) 女性防災コーディネーターによる避難所の運営支援

せたがや女性防災コーディネーターが講師となり、避難所運営委員会の委員をはじめ、地域の方々を対象とした地域啓発研修を実施しています。

地域啓発研修では、世田谷版 HUG（ハグ）※を用いて、避難所で起こる出来事に対応していかを模擬体験する防災ゲームなどを行います。

参加者からは「新たな視点での避難所運営を考えさせられる良いきっかけとなった」、「ゲームを通して得た気づきを今後の避難所運営に活かしていきたい」とのお声をいただいています。



※避難所運営ゲームの略。多様な避難者（障害者や外国人、妊産婦、性的マイノリティの方など）への配慮や、避難所運営における役割固定化の防止等に関する要素を更に加えることで、区のオリジナルバージョンとなっています。

### (3) 地域啓発研修の依頼

せたがや女性防災コーディネーターを講師とした地域啓発研修のご希望がある場合は、まちづくりセンターへご連絡ください。折り返し危機管理部災害対策課よりご連絡のうえ、日程や研修内容等をご相談させていただきます。

### (4) その他

区は、今後、せたがや女性防災コーディネーターのさらなる養成と活動の拡大に取り組んでいきます。具体的な講座の日程等については、区のお知らせなどを通じてお知らせします。

\*養成講座の受講期間はおおむね 1 年間となります。これを受講することで修了となります。

\*各避難所運営委員会の委員も養成講座を受講することでせたがや女性防災コーディネーターとなることができます。受講募集の際はぜひご参加ください。

---

## 4 その他の団体等による避難所の運営支援

---

### (1) 防災士による避難所の運営支援

#### ① 防災士の概要

防災士とは日本防災士機構が認定する民間資格で、自助（自らの命を守るための備えを行う）・共助（地域・職場で助け合い、被害拡大を防ぐ）・協働（市民・職場・自治体・防災機関等と協力）を活動の基本理念としています。

資格取得に際して得た災害や防災・減災の知識及び技能をもって、地域防災力の向上に貢献することを旨とし、新たな知識の取得・技能の向上を目指して研修等を行っています。それらをもって地域の防災訓練・避難所開設訓練への参加、地区防災計画の作成支援等の活動を行っています。

＜参考＞ 区は、平成24年度から地域防災の担い手として、防災士となることを目指す方に対し、防災士認証登録に要する費用の一部を助成しています。この助成は、区内の防災区民組織や避難所運営本部に所属し、当該団体の中心になって防災を担う方が対象となります（申し込みにあたっては、所属団体の長の推薦書が必要になります）。

## ② 避難所の運営支援

区は、これら知識・技能を有する防災士を、避難所運営の一員として協力を得るため、地域の防災活動に携わっていない防災士と地区の避難所運営委員とつなぐ取り組みを進めていきます。

## （2）災害時協力協定団体による避難所の運営支援

### ① 災害時協力協定団体の概要

区は、災害時の応急・復旧対策に備えて、他の自治体や防災関係機関、民間協力団体等と、災害時協力協定を締結しています。

このうち、民間協力団体として、区内の企業と水・食料・生活必需品・医薬品・医療・施術・運搬・障害物除去・施設等の提供など、多岐にわたる協定を締結しています。

### ② 避難所の運営支援

区から協定団体に対し、地区の避難所運営への協力を呼びかけていきます。また、協定団体より、団体が持つ資源や得意分野を活かした地域貢献をしたいとのご相談をいただいた場合、地区の避難所運営委員会への協力を勧めるなど、避難所運営支援のきっかけ作りを進めていきます。

協定団体から支援の申し出があった場合、区はそのことを避難所運営委員会にお知らせしますので、団体と運営委員会で意見交換を行うなどのうえ、具体的な支援内容について調整するようお願いします。

＜参考＞ 協定団体について（区ホームページ）

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokujii/kusei/O10/005/001/d00005570.html>



### (3) その他の避難所運営支援

以上のほか、衛生管理・感染症対策の指導・助言や、医療機関との連携、被災動物ボランティアによる避難所運営支援もありますので各ページをご参照ください。

避難所の衛生管理等の支援 [⇒39ページ](#)

医療との連携・応急手当て [⇒41ページ](#)

被災動物ボランティア [⇒60ページ](#)

## 第9章 避難所の閉鎖について

### 1 開設期間の目途

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」により、避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内と定められています。

しかしながら、他自治体において大規模な災害が発生した際、この期間を超えての避難所運営を余儀なくされています。

こうした実態があることを踏まえつつ、区においては、速やかに区民生活の再建に取り組むことで、基準により定められた期間を目標として避難所の統廃合を目指します。

### 2 区民の生活の早期再建に向けた取り組み

- あくまでも避難所は一時的な保護施設であり、避難者が安心して生活できる場を一日も早く提供することで、速やかにその統廃合を進める必要があります。
- 区民の生活再建に向けた取り組みは、生活相談、義援金の配分、生活再建資金援助、トイレ確保及びし尿処理、ごみ処理・がれき処理、教育・保育対策と多岐にわたります。このうち、避難所の閉鎖や生活の場の提供に関係する主な取り組みとして、次の取り組みを計画しています。

#### ① 被災住宅の応急修理

- \* 首都直下地震等の発災時には、災害救助法に基づき、被災した住宅の居住性を維持するため、居住に必要な最小限の応急修理を実施します（東京都住宅政策本部が応急修理の実施に係る方針を決定し、各区に対して募集・受付・審査等を委任することにより実施されます）。
- \* 対象は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない方及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した方となります。
- \* 居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行います。

#### ② 応急仮設住宅等の供与

区及び東京都は、被害状況に応じて、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家が無い者であって、自己の資力では住家を得ることができない被災者に対して、応急仮設住宅等を迅速かつ的確に供与します。

区内において、十分な戸数を確保できない場合は、速やかに東京都及び他自治体に対し、応急仮設住宅の供与について協力要請を行います。

#### <建設型応急住宅>

- 応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用後は東京都が行い、各区はこれに協力す

ることで実施されます。

- ・供給戸数は東京都知事が決定することとされています。

#### <賃貸型応急住宅>

- ・各区と東京都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供します。

#### <公的住宅の活用による一時提供型住宅>

- ・東京都は、都営住宅等の空き家等を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び区市町村等に空き家等の提供を求め、被災者に供給します。
- ・各区においても、区営住宅等の空室を確保し、被災者に供給します。

---

### 3 避難所統廃合の進め方

---

- (1) 区（災害対策本部。以下この項では「区」といいます。）は、被害状況や避難者数の状況などを勘案し、おおむね発災から3日程度を目途に、避難者に対して、住宅の応急修理や仮設住宅等の住まいの選択肢、ライフラインの復旧目安についての情報提供を行います。また、避難者の退所にあたっての意向調査を行い、退所目途の把握を行います。
- (2) 区は、授業再開に必要な教室の安全確認や、専門家による校舎等の建物の安全点検を行います。
- (3) 区は、避難者の意向や避難者数の状況、仮設住宅等の確保の進捗状況を踏まえ、教育委員会・学校・避難所運営委員会と協議のうえ、応急教育・学校再開のスケジュールと、避難所の統廃合のスケジュールを決定します。
- (4) 区は、応急教育・学校再開のスケジュールや避難所の統廃合のスケジュールを決定後、避難所に残った避難者に対し、避難所の統廃合・避難場所の移動についての説明を行います。
- (5) 避難者の他の避難所への移動等にあたっては、避難者とともに区・ボランティアが協力して荷物の搬送等を行います。なお、できる限り地区の住民が分散しないように統合先の避難所を調整するなどの配慮を行います。
- (6) 学校再開に向けて、避難所として使用した場所は、区が専門事業者による徹底した消毒を行います。
- (7) 万一、避難所として施設・設備を使用し、破損等した場合は、学校の再開に支障がないよう区が責任をもって回復・修繕を行います。

## 第10章 補償制度

避難所運営組織のスタッフをはじめ、避難所運営に携わった地区の住民等が、避難所運営に従事したことにより死亡、負傷、病気にかかった場合や、従事による負傷・病気によって死亡や障害を有する状態になった場合、区の「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」の規定に基づく補償または災害救助法に基づく扶助金を受けることができます。

### ① 区の「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」の規定に基づく補償の内容

損害補償の種類、対象及び要件並びに補償額の算定方法については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準と同等になります。

○療養補償…必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給します。「療養」の範囲は、診察、薬剤又は治療材料の支給、処置・手術その他の治療、居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護、移送であって、療養上相当と認められるものとなります。

○休業補償…負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができず、給与その他の業務上の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入を得ることができない期間につき、補償基礎額\*の百分の六十に相当する金額が支給されます。

※補償基礎額…「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」により、非常勤消防団員の階級・勤務年数に応じて適用される額が定められています。避難所運営に従事した方の補償はこの例によるものとされており、具体的には8,900円～14,200円の範囲となります（令和5年9月現在の基準。政令の改正により改定される場合があります）。

○その他、次の補償があり、それぞれ政令で定める基準に基づき支給されます

傷病補償年金

障害補償（障害補償年金、障害補償一時金）

介護補償

遺族補償（遺族補償年金、遺族補償一時金）

葬祭補償

### ② 申請手続きの概要

1) 避難所運営に従事したことにより死亡、負傷、病気にかかった場合や、従事による負傷・病気によって死亡や障害を有する状態になった場合（以下、「損害が発生した場合」といいます。）は、まちづくりセンターへご連絡ください。折り返し危機管理部災害対策課よりご連絡のうえ、状況の確認や以降の手続きをご案内します。

- 2) 状況の確認のため、主に次の書類の提出をお願いすることになります。
  - 避難所運営組織の本部長など、当時の業務を指揮した方による損害発生状況の説明（現認書又は事実証明書）
  - 医師の診断書
  - 現場見取図
  - その他、損害の発生を認定するために必要な資料
- 3) 区は、その損害が条例に規定する防災業務に従事したことによるものであるかどうかの認定を行い、その結果について損害補償を受ける本人に通知します。
- 4) 3) の認定を受けた場合、受ける補償の内容に応じて必要書類を用意していただき、補償の請求をしていただきます。
- 5) 区は、審査の上補償金額を決定し、その金額のお知らせと、損害補償証書を損害補償を受ける本人にお送りします。以降、決定した補償費を支給します。

なお、療養補償として支給する費用及び休業補償については、特別の事情のない限り毎月1回の支給となります。医療機関又は薬局において療養を受ける療養補償として支給する費用については、直接その医療機関又は薬局に支給する場合があります。

# 第11章 機材・設備の使い方

## 1 発電機の使用法（ガソリン式発電機①）

ガソリンを使用して、100Vの交流を発電します。各防災倉庫に保管されています。  
排気ガスにより一酸化炭素中毒が発生するため、必ず屋外で使用してください。

### ■運転前の点検

1. エンジンオイルの量の点検（注入口の口元）…①
2. ガソリンの量の点検
3. 周囲の点検  
ア. 風通しや喚起は良いか？  
イ. 可燃物、危険物はそばに置いてないか？  
ウ. 周囲に火の気はないか？

### ■始動

1. オイルとガソリンの確認
2. 燃料コックレバーを”出”に合わせる…②
3. エンジンスイッチを”運転”にする…③
4. エンジン冷間時はチョークをする…④
5. スターターを勢いよく引く…⑤

### ◎電気の取り出し方

1. コンセントに接続コードプラグを差し込む。
2. メーターで105～110Vになっていることを確認してから、交流スイッチ（ブレーカー）を”入”にする…⑥

### ※ 電気が取り出せない特とき

- ア. 交流スイッチ（ブレーカー）を”切”になってないか？…⑥
- イ. ヒューズが切れてないか？
- ウ. コンセントプラグは緩んでないか？
- エ. 使用器具は正しく接続されているか？
- オ. 使用器具のワット数がオーバーしてないか？

### ■停止

1. エンジンスイッチを”停止”にする…③
2. 燃料コックレバーを”止”に合わせる…②



## 2 発電機の使用法（ガソリン式発電機②）



- 他の発電機より大きく、各学校1台ずつ配備しています。
- 他の発電機と違い電圧が安定する為、精密機器への電力供給が可能です。



- 他の発電機とスイッチの位置や形状が違っているので使用する前に確認して下さい。

※エコスロットルスイッチは、コンセントから電気を使用していない時にエンジン回転を下げ、燃費を軽減する機能のスイッチです。始動する時はエンジンがかかりにくくなりますので切して下さい。



- エンジンオイルは左写真の部分のふたを開けた所にキャップがあります。

拡大



### ▶ ガソリン容量及び稼働時間について

1200W	3.2 リットル	3H	(タンク色・白)
1500W	7.4 リットル	7.7H	(タンク色・赤)
2300W	9.2 リットル	7H	(タンク色・赤)

※説明時は「1リットルで1時間程度の燃費」としています。

- 倉庫内の発電機にも各メーカーの取り扱い説明書がありますので、時間がある時に必要事項を確認して下さい。

※各防災倉庫にガソリン、エンジンオイルも備蓄していますので、あわせて使用してください。

### 3 発電機の使用法（ガスボンベ式発電機）

#### ▶ エンジンのかけ方

① カセットボンベを装填する。



② スイッチを「運転」に合わせる。



③ グリップを引く



- ① ガスボンベの装填
  - ② スイッチを「運転」にあわせる
  - ③ グリップを引く
- ①～③の作業でエンジンが起動します。

※各防災倉庫にカセットボンベも備蓄していますので、あわせて使用してください。

## ▶ 発電機の止め方

緊急停止の場合：エンジンスイッチを「停止」の位置にします。

### 通常の停止

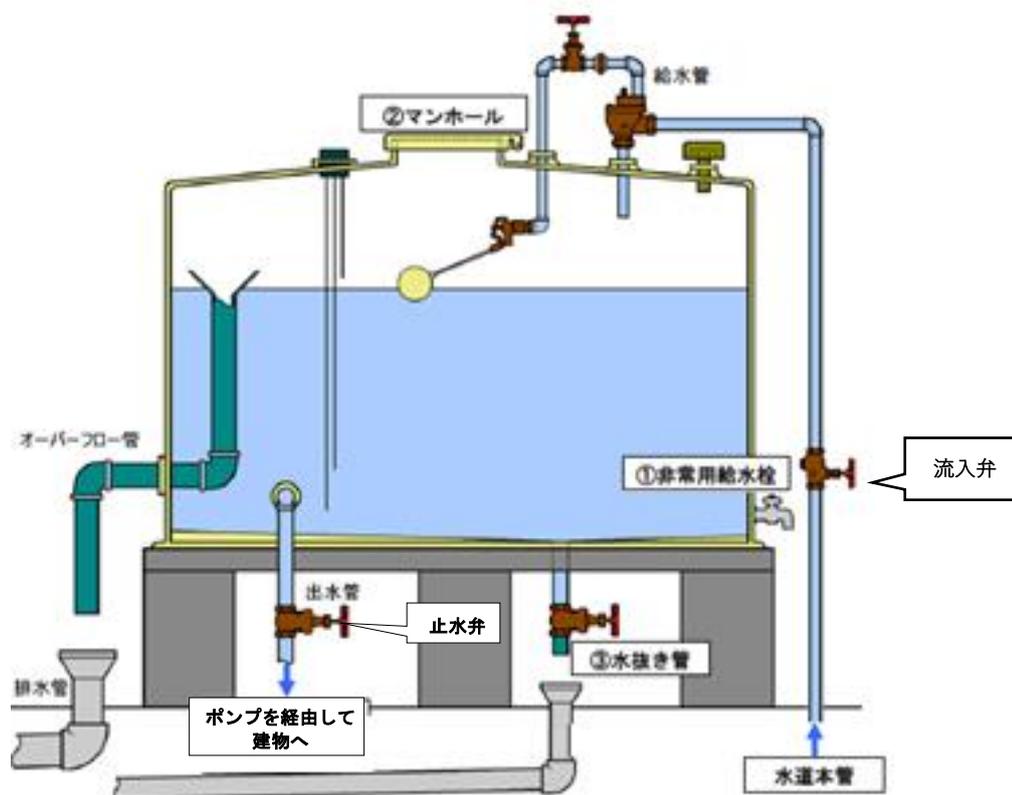
- 1 電気機器のスイッチを切る。
- 2 プラグをコンセントから抜く。
- 3 エンジンスイッチを「停止」の位置にする。
- 4 並列運転を使用した場合は並列運転専用コードを取り外す。  
※ 引き続き使用しない場合は、「カセットボンベの取りはずし」「配管内の残留ガス使いきり」を行う。
- 5 カセットボンベの取り外し
  - (1) ボンベカバーを開ける。
  - (2) 操作レバーを「固定」から「解除」へゆっくりとスライドさせる。
  - (3) カセットボンベを手前側から浮かせて取りはずす。  
同時に2本目も取りはずす。
  - (4) ボンベカバーを閉じる。
- 6 配管内のガス使いきり
  - (1) カセットボンベが取り外された状態でエンジンスイッチを「運転」の位置にする。
  - (2) 始動グリップを引いてエンジンを始動する。
  - (3) エンジンが停止するまで運転する。  
エンジンが停止したら、エンジンスイッチを「停止」の位置に合わせる。

**【注意】** 配管内の残留ガスを使いきらずに運搬や保管、点検・整備を行うと思わぬ事故の原因になるおそれがあります。

## 4 受水槽

- 受水槽とは、学校・病院など、一時に多量の水を使用する建物で、水道局から水道管を通して送られてきた水をいったん貯めておく容器です。
- 断水した場合にも貯水（槽内部の水）を利用でき、緊急に水を供給する役割を果たします。

### <受水槽の構造>



### <事前に確認しておくこと>

#### (1) 止水弁の確認

- ① 普段、受水槽の水は、出水管を通して建物に水を送っています。しかし、地震により建物の配管が破損すると、破損箇所から水が漏れて、受水槽の水がどんどん減ってしまう恐れがあります。こうしたことを防ぐために、まず最初に、受水槽の水を建物に送ることを止める必要があります。
- ② 受水槽の水を建物に送ることを止める機能として、止水弁（または緊急遮断弁）が受水槽に取り付けられています。止水弁は、手で操作することで受水槽の水を建物に送ることを止めますが、緊急遮断弁の場合は、地震の際に自動的に水を送ることをストップします。
- ③ 学校に取り付けられているものが止水弁と緊急遮断弁のどちらであるかによって、行うべきことが異なります。そのため、事前にどちらが取り付けられているかを確認する必要があります。

- 止水弁の場合：建物への給水を止めるとき、再開するとき、それぞれ止水弁を手動で操作する必要があります。
- 緊急遮断弁の場合：建物への給水を手動で止める必要はありません。ただし、建物への水の給水を再開する場合は、復旧をする必要があります。  
※復旧の方法は製造者や型式により異なります。

## (2) 非常用給水栓の有無の確認

非常時に、受水槽の水を簡単に取り出せるよう、非常用給水栓が取り付けられている場合があります（学校によって異なります）。この非常用給水栓の有無と、ある場合はその位置や操作方法を確認しておきます。

## (3) (1) (2) の確認方法

どのような機能が取り付けられているか、また緊急遮断弁の復旧方法などは、学校によって異なります。

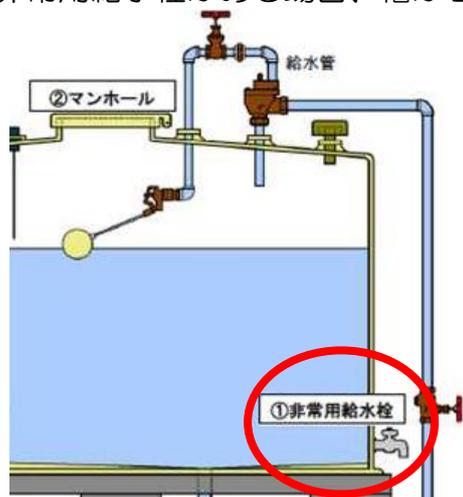
<確認方法>…調整中

「(3) (1) (2) の確認方法」について、令和5年度中に全避難所の止水弁・緊急遮断弁の設置状況や取り付け場所などを調査し、各避難所運営委員会に一斉にお知らせする予定です。

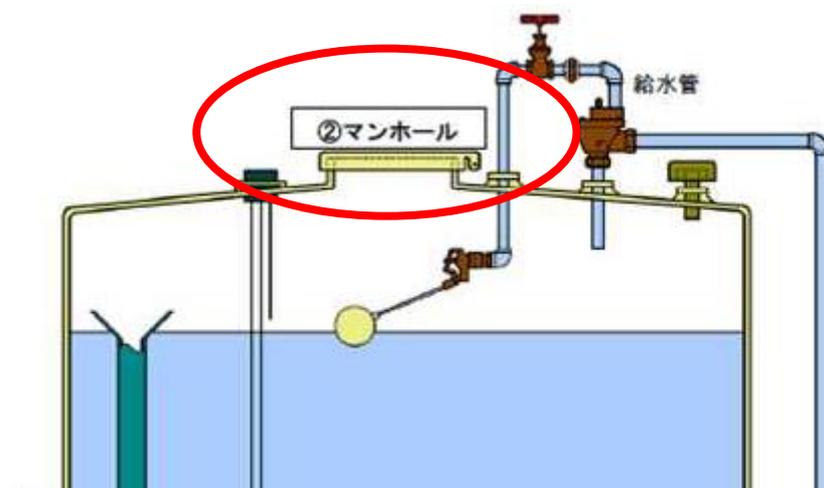
## ＜受水槽の水を避難所で使うための手順＞

- (1) 受水槽とその周辺を見て、危険がないか、また、大きな破損がないかを確認します。もし危険を感じる場合は、受水槽からの水の取り出しは中止し、応急給水栓（スタンドパイプ）からの給水と、近隣の給水拠点から水を確保することにします。
- (2) 安全が確認出来たら、止水弁が取り付けられている学校の場合は、止水弁を操作して、受水槽から建物への給水をストップします（緊急遮断弁が取り付けられている場合は、自動で給水をストップしますので操作は不要です）。
- (3) 水の取り出し方は、次の①～③の3通りあります。
  - 基本的には①の非常用給水栓から水を取り出します。非常用給水栓がない場合は、②の方法により水を取り出します。
  - ③の方法は、①②が不可能な場合の利用方法となります。

- ① 非常用給水栓から給水する  
非常用給水栓がある場合、槽から直接貯水を利用することができます。



- ② 受水槽上面のマンホールからバケツ等で貯水を汲み取る。  
非常用給水栓がない場合に行います。その際、槽外部の汚れや汲み取りに使用するバケツ等の汚れによる貯水の汚染と、汲み取る人の槽内への落下には十分注意してください。



- ③ 受水槽底部の水抜き管から給水する。  
上記①、②が不可能な場合の利用方法です。



水抜き管は、ほとんどの場合、受水槽内の清掃時等にしか使用しないため以下の3点に十分注意するようにしてください（以下のような様子が見受けられた場合、使用を中止してください）。

- 1) 水抜き管の配管内が汚れている。
- 2) 底部から水を抜くため、槽内の底にたまっている錆やごみが水に混入する。
- 3) 2) の理由により、水抜き管の止水弁が錆やごみを噛んでしまった場合、水を止めることができず貯水が全て流出する恐れがある。

## 5 自立式の高スヒートポンプ操作方方法

### ●自立式ガスヒートポンプ設置避難所

<令和5年9月時点>

○小学校

三宿、桜丘、旭、池之上、弦巻、山崎、三軒茶屋、池尻、笹原、深沢、八幡、奥沢、尾山台、瀬田、等々力、玉堤、烏山、明正

○中学校

太子堂、桜丘、松沢、駒沢、北沢、緑丘、駒留、梅丘、奥沢、瀬田、深沢、用賀、東深沢、千歳、芦花、上祖師谷、砧南、喜多見、三宿、世田谷、船橋希望

### 【停電時の自立運転操作方法】

1. 停電発生時、**空調機リモコンスイッチ操作盤**（以下、操作盤という。）内にある**自立運転スイッチ（自立SW）**を押して、室外機を起動させる。室外機が起動すると、起動ランプが点灯し、約2分後に給電が開始される。

<空調機リモコンスイッチ操作盤>



## <自立運転スイッチ>



2. 空調を使用する場合は、**操作盤内の室内機リモコン液晶**が点灯した後に運転ボタンを操作する。但し、空調が稼動するまでに数分かかる場合がある。

## <空調機リモコンスイッチ操作盤内部>



室内機リモコン液晶

3. 自立運転中に室外機に異常が発生した場合、操作盤内の異常ランプが点灯する。給電が停止した際は、解除スイッチ（解除SW）を押し、10秒ほど待ってから、再度、自立運転スイッチ（自立SW）を押し、室外機を再起動させる。

※自立型GHPが設置された体育館・格技室内にある操作盤内にも、上記の操作方法が記載されたシールを貼付している。

### 【非常用コンセントの使用方法】

1. 前述の「停電時の自立運転操作方法」により、室外機を起動させた後、非常用コンセントから電気（1kVA※）を取り出すことができる。  
（※1kVAは、電子レンジ約1台分。スマホの充電なら100～200台が可能）
2. 非常用コンセントの位置
  - 体育館に設置された自立型ガスヒートポンプの場合  
体育館の外壁にある自立ユニット盤の脇に「自立出力用コンセント」と表示されている。
  - 格技室に設置された自立型ガスヒートポンプの場合  
校舎屋内に非常用コンセントを設けている。位置は学校により異なる（いずれの学校でも「自立出力用コンセント」と表示されている）。

<自立ユニット盤>



<非常用コンセント>



## 6 太陽光発電・蓄電池設備

- このシステムを導入した避難所は、すでに配備している発電機等に加え、新たに設置する太陽光発電・蓄電池設備から電気を使用することができます。
- 学校の屋上にソーラーパネルを設置し、日ごろの学校運営でもその電気を使用します。また、発電した電気の一部を蓄電池に蓄え、太陽光発電できないときには、蓄えた電気を使用することができます。

### ●太陽光発電・蓄電池設備設置避難所

<令和5年度から導入>

駒沢中学校、駒留中学校、北沢中学校、緑丘中学校、瀬田中学校、喜多見中学校

<令和6年度から導入予定>

玉川中学校、砧南中学校、上祖師谷中学校、用賀中学校

### ●運用方法等

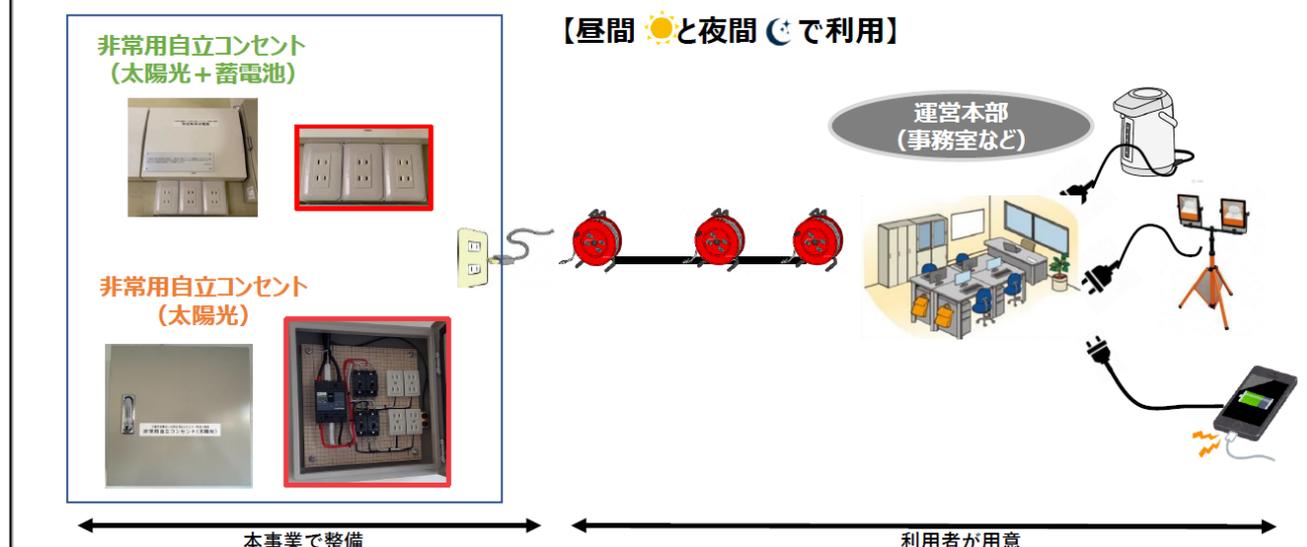
#### 1. 運営本部（事務室など）

避難所では、**非常用自立コンセント（太陽光＋蓄電池）**や**非常用自立コンセント（太陽光）**を利用して、LED投光器や携帯電話の充電器等を利用することが可能です。これらのコンセントから、コードリールや延長コードを用いて利用してください。

☞コンセントの位置は、設備配置図を参照ください。

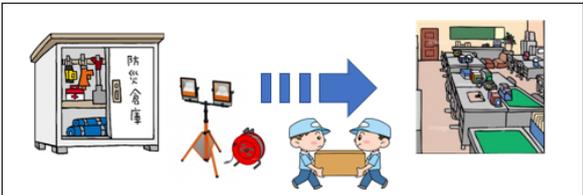
☞設置されている太陽光発電設備の規模により、非常用コンセント（太陽光）の数は異なります。

☞コードリールは、学校に常備されているものをご用意ください。



## 1. 1. 運営本部（照明灯を設置する場合）

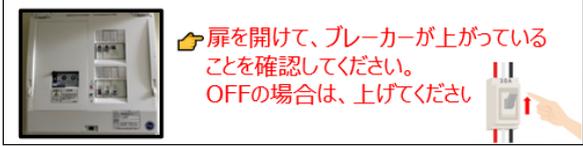
**手順1** 防災備蓄倉庫から、照明灯、コードリールを運ぶ



**手順3** 非常用コンセントにコードリールをつなぎ、本部までコードを布設する。



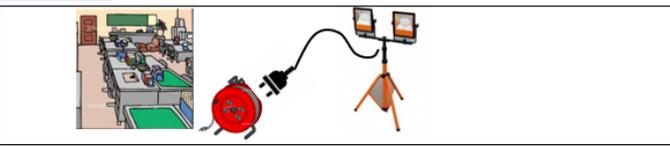
**手順2** 非常用コンセント（太陽光＋蓄電池）を探す



**手順4** 照明灯の準備（必要があれば組み立て）

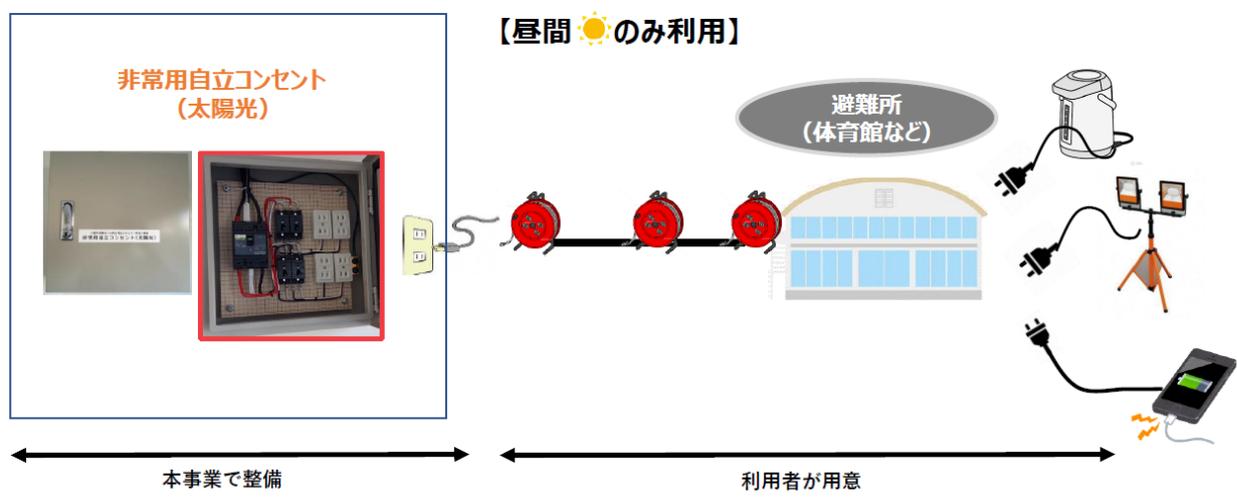


**手順5** コードリールとLED照明をつなぐ



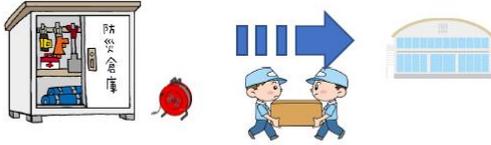
## 2. 避難所（体育館など）

避難所では、**非常用自立コンセント（太陽光）**を利用することで、携帯電話の充電器等を利用することが可能です。※ただし、天候、発電状況による。  
 これらのコンセントから、コードリールや延長コードを用いて利用してください。  
 ☞コンセントの位置は、設備配置図を参照ください。  
 ☞設置されている太陽光発電設備の規模により、非常用コンセント（太陽光）の数は異なります。  
 ☞コードリールは、施設に常備されているものをご用意ください。



## 2. 1 避難所（体育館など）での利用方法

**手順 1** 防災備蓄倉庫から、コードリールを運ぶ。



**手順 2** 非常用自立コンセント（太陽光）を探す。



☞ 場所は、③設備配置図に記載

**手順 3** 扉をあけて、使用するブレーカーが上がっていることを確認する。



☞ 扉を開けて、ブレーカーが上がっていることを確認してください。  
OFFの場合は、上げてください。

**手順 4** 非常用自立コンセントにコードリールをつなぎ、体育館までコードを布設する。



☞ 非常用自立コンセント盤が施錠されている場合は、貸与しております「タキゲン#200の鍵」で解錠してください。

☞ これで、利用準備は完了です。コードリールに電気機器をつないでご利用ください。

## 3. 利用する機器の注意事項

非常用自立コンセント（太陽光＋蓄電池）や非常用自立コンセント（太陽光）を利用する場合には、以下の点に注意して利用してください。

■ 突然停止しても、安全性に問題がない電気製品を接続してください。

また、次の機器は接続しないでください。

- ・すべての医療機器
- ・灯油やガスを用いる冷暖房機器
- ・途中で止まると生命や財産に損害を及ぼす機器

そのほか、掃除機など電流が急激に流れる電気製品を使用すると、太陽光発電設備の保護機能が働き、電気の供給が停止することがあります。

■ 夜間利用可能な非常用自立コンセント（太陽光＋蓄電池）の電気を使う場合には、

天候によって蓄電池に十分な電気が蓄えられていない場合があります。

その場合には、電池残量を確認し、使用する電気製品を少なくしてご利用ください。

## 4. 困ったときには

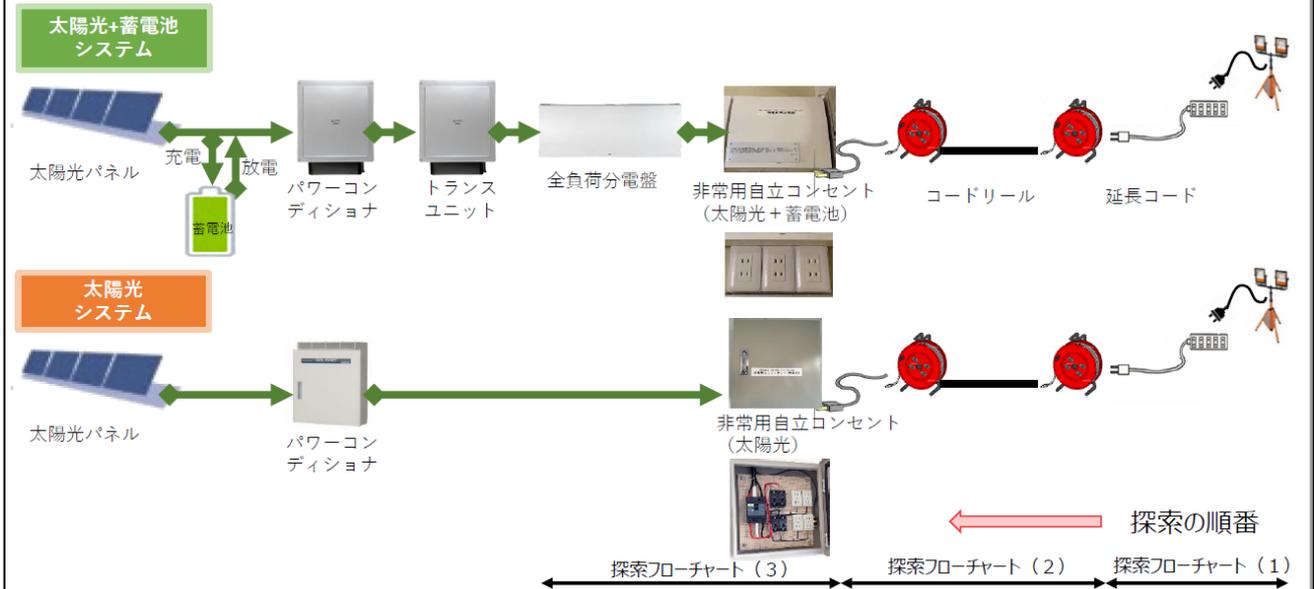
(1) 機器の電源が入らない。

☞ 4. 1 電源トラブル探索フローチャートにより、原因を調査してください。

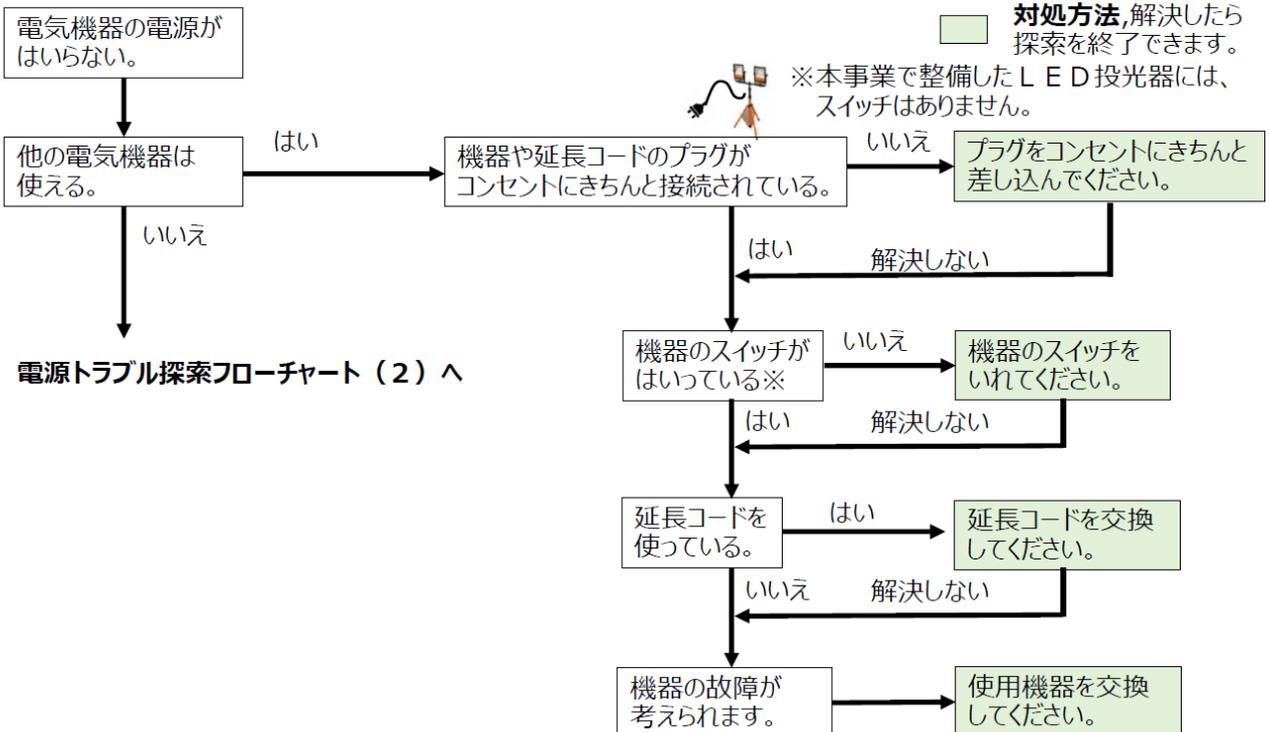
## 4. 1 電源トラブル探索フローチャート

太陽光発電機器は、たくさんの機器（機材）が接続されています。  
 トラブル探索フローチャートにしたがい、順番に機器の状態を確認していきます。

※以降の説明では、特にことわりのない限り、**非常用自立コンセント（太陽光+蓄電池）**、**非常用自立コンセント（太陽光）**は、合わせて、非常用自立コンセントとしています。



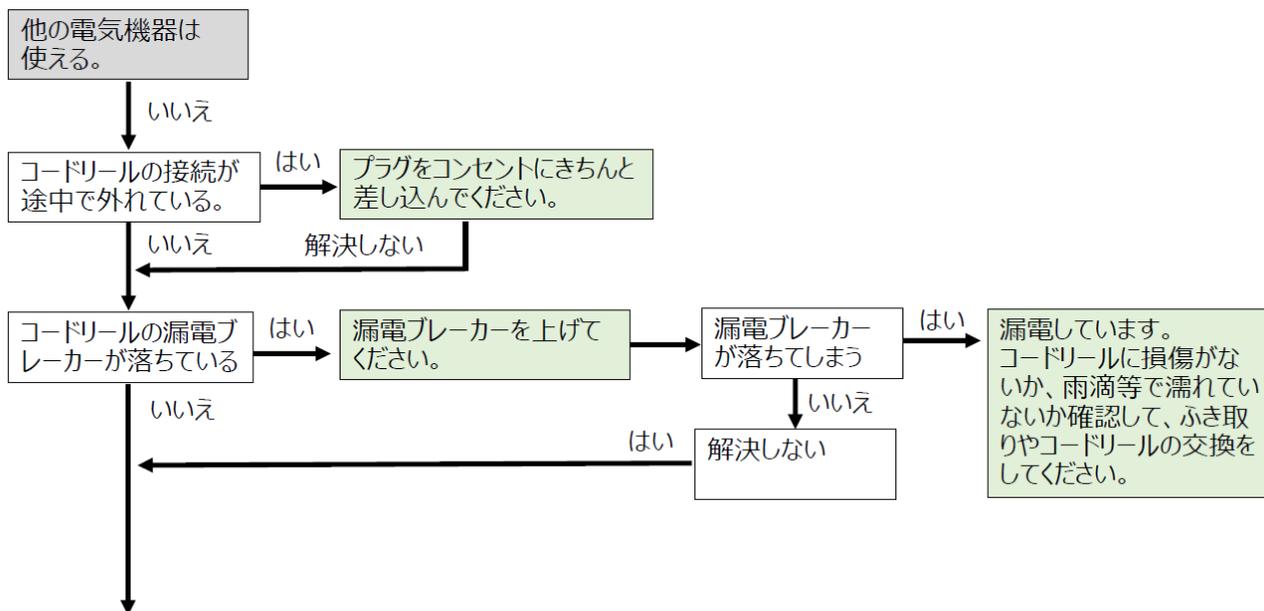
## 4. 1 電源トラブル探索フローチャート（1）



## 4. 1 電源トラブル探索フローチャート（2）

電源トラブル探索フローチャート（1）より

■ 対処方法, 解決したら探索を終了できます。

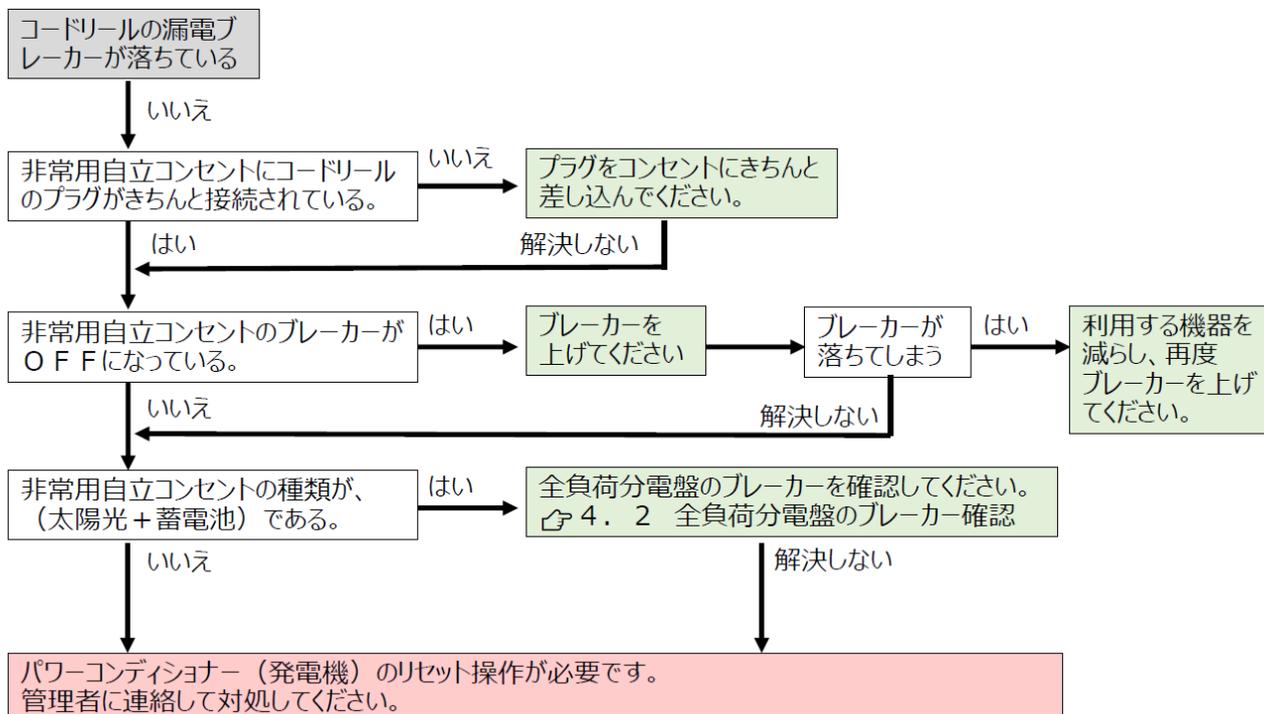


電源トラブル探索フローチャート（3）へ

## 4. 1 電源トラブル探索フローチャート（3）

電源トラブル探索フローチャート（2）より

■ 対処方法, 解決したら探索を終了できます。



## 4. 2 全負荷分電盤のブレーカー確認方法

非常用自立コンセント（太陽光＋蓄電池）に、通常、隣接して全負荷分電盤が設置されています。

この全負荷分電盤にも、ブレーカーが設置されており、このブレーカーを上げることで電気が使えるようになります。

☞全負荷分電盤の位置が不明な場合には、設備配置図で位置を確認してください

【全負荷分電盤】



隣接



【非常用自立コンセント（太陽光＋蓄電池）】



☞両手で軽く押し、蓋を上げます。



☞ブレーカーがOFFになっていたら、上げてください。

## 5. 保守連絡先（令和5年9月現在）

### 本事業の全般について（事業内容や契約内容等）

●平日（8：30～17：00）

世田谷区環境政策部環境計画課気候危機対策行動推進担当

03-6432-7135

### 機器のご利用方法など、太陽光設備に関する問合せ

●平日（9：00～17：30）

TNクロス株式会社世田谷担当

03-6259-1122

### 機器の故障・損傷に関する問い合わせ

●平日

「学校別保守業者一覧表」の「自家用電気工作物」欄をご確認ください。（毎年4月末に教育環境課より送付）

## 第12章 情報収集の手段

1	ラジオ	区内の地震情報、開設避難所情報、被害状況、生活情報などの災害情報をエフエム世田谷（周波数FM83.4MHz）でお知らせします。
2	テレビ	テレビのデータ放送（リモコンのdボタン）で気象情報や避難情報、開設避難所情報等を確認できます。 また、ケーブルテレビ各社では、区内の身近な災害情報などを提供します。 イツ・コミュニケーションズ、ジェイコム東京
3	防災行政無線	区内 189 か所に設置された防災行政無線塔からの放送により、災害情報などをお知らせします。 ●防災無線電話応答サービス（通話料がかかります。） 【専用電話番号 050-5536-6957】 専用電話番号に電話すると、防災行政無線塔から放送された内容を聞くことができます。
4	世田谷区防災ポータルサイト	災害発生時の緊急情報（避難情報、避難所開設情報）の掲載や、日頃からの災害への備えに役立つ情報を掲載しています。 <a href="https://setagaya-bousai.my.site.com/X_PUB_VF_TOP">https://setagaya-bousai.my.site.com/X_PUB_VF_TOP</a> 
5	世田谷区ホームページ	世田谷区のホームページで、災害情報などをお知らせします。 <a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/">https://www.city.setagaya.lg.jp/</a> 
6	災害・防犯情報メール配信サービス	あらかじめメールアドレスを登録された方を対象に、災害・防犯情報が電子メールで送信されます。（パソコン・携帯電話・スマートフォンで受信可） <a href="https://setagaya-city.site.ktaiwork.jp/">https://setagaya-city.site.ktaiwork.jp/</a> 
7	X（旧 twitter）	X（旧twitter）に登録し、@setagaya_kiki をフォローすると、災害情報などが配信されます。 
8	LINE（ライン）	防災メニューから区内の警報・注意報、停電情報などの災害情報をご覧いただけます。 
9	緊急速報メール（登録不要）	配信時に世田谷区内にいる方の携帯電話やスマートフォンなどに、避難情報などをメールで配信します。
10	広報車	世田谷区の広報車が直接地域を巡回し、避難情報などをお知らせします。
11	東京都防災アプリ	スマートフォン・タブレットにインストールしておくことで、通信ができない状況でも地図で避難所等の確認などができます。   Android iOS
12	Yahoo! 防災速報アプリ	「Yahoo! 防災速報」アプリをインストール・設定していただくことで、世田谷区からの防災情報等をスマートフォンで受信できます。 <a href="https://emg.yahoo.co.jp/">https://emg.yahoo.co.jp/</a> 

## 第13章 その他の避難所等

※注意：ここで紹介する避難所等は、いずれも区や事業者等の関係機関が運営します。参考にご紹介するものであり、避難所運営委員会に運営等をお願いするものではありません。

震災を想定した指定避難所のほかにも、被災者支援のための避難・一時滞在施設として、開設される施設があります。

### (1) 予備避難所

- ・区内協定団体等の施設 43 箇所（令和5年9月現在）を予備避難所として指定しています。
- ・区は、まず指定避難所を開設しますが、指定避難所が被災により機能しない場合、あるいは指定避難所では被災者を収容しきれない場合等は、協定を締結している近隣施設等を、その協力を得ながら予備避難所として開設します。

⇒区ホームページ 「世田谷区地域防災計画[令和3年修正]資料編」

[https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/005/003/007/002/d00029991\\_d/fil/02.pdf](https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/005/003/007/002/d00029991_d/fil/02.pdf)

リンク先ページの140ページ（下部ページ番号154ページ）「〔資料第63〕予備避難所一覧」をご覧ください。



### (2) 福祉避難所

#### ① 福祉避難所とは

自宅や指定避難所等での生活に支障をきたすため、特別な配慮を必要とする要配慮者のうち高齢者や障害者、母子等を一時的に受け入れ、保護するための施設です。

⇒要配慮者 49ページ参照

#### ② 開設時期

福祉避難所は、平常時は高齢者や障害者の方のための入所・通所施設または学校として運営されています。災害時には、各施設の安全確保や職員の配置等、施設の受け入れ態勢を整える必要があることから、災害発生から概ね3日経過後に、被災状況等を踏まえ区と施設で調整し、開設の判断をします。

#### ③ 対象者

福祉避難所の対象者は、小中学校など一般の指定避難所での生活が困難であると区が判断した方になります。原則として、施設に直接避難することはできませんので、まずは、最寄りの小中学校など一般の指定避難所に避難していただくこととなります。⇒「標準版」40ページ、99ページ参照

#### ④ 福祉避難所の種類

対象者ごとに高齢、障害、母子の3種類の施設があります。施設は、区のホームページで見ることができます。

⇒区ホームページ 「一時（いつとき）集合所、広域避難場所、避難所等一覧」

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/010/005/001/d00128020.html>

リンク先ページの添付ファイル「福祉避難所一覧(エクセル形式)」をご覧ください。



### (3) 帰宅困難者の方に対する支援施設

- 区は、震災が起きた際に徒歩での帰宅が困難な方のための施設として、帰宅困難者支援施設を開設します。
- 「帰宅困難者」とは、発災時に外出している人のうち、公共交通機関が停止し、徒歩で帰宅することが困難な人のことです。発災直後に、むやみに移動を行うと救助・救命活動に支障をきたし、また、徒歩で帰宅中に余震などで二次災害に遭う可能性があります。災害発生時はむやみに移動せず、安全な場所にとどまっていただく必要があります。
- これらの施設の発災時の対応は、あくまで目安であり、施設や周辺の状況によって異なります。災害時は、区のホームページ、世田谷区災害・防犯情報メール配信サービス、区公式ツイッター等により、帰宅困難者の方に対する支援の情報（支援施設の開設状況等）をお知らせします。

#### ① 一時滞在施設

帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設です。

- 設置時期：発災から72時間（最大3日間）程度まで
- 支援事項：食料、飲料水、ブランケット、トイレ、休憩場所、情報など

#### 一時滞在施設一覧

##### 【東京都指定施設】

施設名	所在地
世田谷市場	大蔵1丁目4番1号
世田谷総合高等学校	岡本2丁目9番1号
駒沢オリンピック公園総合運動場	駒沢公園1番1号
松原高等学校	桜上水4丁目3番5号
総合工科高等学校	成城9丁目25番1号
園芸高等学校	深沢5丁目38番1号
深沢高等学校	深沢7丁目3番14号

##### 【区協定締結施設】

施設名	所在地
東洋ドライループ株式会社	代沢1丁目26番4号
東京中央農業組合 本店・千歳支店	粕谷3丁目1番1号
二子玉川ライズ	玉川2丁目21番1号

#### ② 帰宅困難者支援施設

帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するための区が指定する施設及び協定締結による施設です。

- 設置時期：発災から24時間程度まで
- 支援事項：飲料水、トイレ、休憩場所など

## 帰宅困難者支援施設一覧【区指定施設】

施設名	所在地	周辺駅・道路
太子堂区民センター	太子堂 1 丁目 14 番 20 号	三軒茶屋駅・国道 246 号
上馬地区会館	上馬 4 丁目 10 番 17 号（上馬複合施設内）	国道 246 号
経堂地区会館	経堂 3 丁目 37 番 13 号	経堂駅
北沢総合支所	北沢 2 丁目 8 番 18 号	下北沢駅
代田区民センター	代田 6 丁目 34 番 13 号	新代田駅・環状 7 号線
深沢区民センター	深沢 4 丁目 33 番 11 号	駒沢通り
桜新町区民集会所	桜新町 1 丁目 30 番 14 号	桜新町駅・国道 246 号
砧区民会館成城ホール	成城 6 丁目 2 番 1 号	成城学園前駅
大蔵第二運動場ロビー	大蔵 4 丁目 7 番 1 号	世田谷通り
烏山区民センター	南烏山 6 丁目 2 番 19 号	千歳烏山駅・甲州街道
上北沢区民センター	上北沢 3 丁目 8 番 9 号	上北沢駅

## 帰宅困難者支援施設一覧【区協定締結施設】

施設名	所在地	周辺駅・道路
世田谷郵便局	三軒茶屋 2 丁目 1 番 1 号	三軒茶屋駅・国道 246 号

### ③ 災害時帰宅支援ステーション

災害時、緊急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設です。

想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設です。帰宅困難支援ステーションとして開設される施設にはステッカーが貼ってあります。

- ・設置時期：発災後、東京都からの要請を受けた時
- ・支援事項：飲料水、トイレ、帰宅支援情報など



帰宅困難支援ステーションのステッカー

### (4) 水害時・土砂災害時の避難所

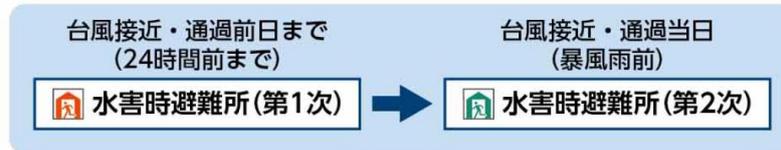
震災時の指定避難所のほかにも水害・土砂災害に備えた避難所があり、それぞれ災害の種別に応じて、安全が確保される場所を選んで指定しています。

#### ＜震災時の指定避難所との違い＞

- ・震災時の指定避難所は、避難者が一時的に生活を送る場としての役割も担いますが、水害時・土砂災害時の避難所は、洪水等による危険が切迫した状況において、住民等が緊急的に避難するための避難場所（指定緊急避難場所）という位置づけになります。
- ・水害時・土砂災害時の避難所の開設・運営は、区の職員が主体となって行います。
- ・浸水想定区域や土砂災害警戒区域等にある施設は、水害時・土砂災害時の避難所としません。そのため、震災時の指定避難所とは必ずしも一致しないことに注意が必要です。また、状況に応じての開設となることに注意が必要です。

① 多摩川洪水時における水害時避難所

台風の接近等により大雨が予想され、多摩川の洪水のおそれがある場合、多摩川洪水浸水想定区域にお住まいの方に対して、多摩川の洪水に関する避難情報「高齢者等避難（警戒レベル3）」を早めに発令します。早めに避難する方を受け入れるため、2段階に分けて水害時避難所を開設します。



② 中小河川の洪水時における水害時避難所

中小河川洪水時における水害時避難所の開設は主に次のふたつ場合があります。

- 1) 台風の接近等により大雨が予想され、多摩川の洪水のおそれがあり、多摩川の洪水時の避難所とあわせて開設する場合。
- 2) 集中豪雨により、中小河川の洪水のおそれがあるとき、または中小河川の洪水が発生したときに開設する場合（集中豪雨は短時間で局地的に浸水するおそれがありますので、状況に応じての開設となります）。

③ 土砂災害を想定した避難所（土砂災害時避難所）

土砂災害防止法に基づき、東京都により区内の一部地域が土砂災害のおそれがある箇所として土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されています。大雨により東京都と気象庁が共同で土砂災害警戒情報を発表した場合など、土砂災害の危険が高まった場合に、区からこの区域に避難情報を発令します。この際に、状況に応じて土砂災害時における避難所を開設します。

**洪水・内水氾濫ハザードマップ、土砂災害ハザードマップについて**

区は、区内における水害に関する情報を提供し、事前の備えに役立てていただくこと等を目的に、浸水の予想される区域や浸水の程度、避難所等の情報を記載した**世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ（多摩川洪水版、内水氾濫・中小河川洪水版）**を作成しています。

また、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域や避難所を地図上に示し、関連情報の入手方法などを掲載した**土砂災害ハザードマップ**を作成しています。

各ハザードマップは、危機管理部災害対策課、各総合支所地域振興課、まちづくりセンター、図書館等の窓口で配布しています。

⇒区ホームページ **世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ**

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/005/003/003/d00005601.html>



⇒区ホームページ **土砂災害ハザードマップ**

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/005/003/003/d00149126.html>

